



2020 REPORT

東京三協信用金庫の現況のご報告 2020

TOKYO SANKYO SHINKIN BANK

 東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです

基本方針

国民大衆の金融機関に徹する
常に健全性公共性の維持に努める
絶えず経営の改善に努める

行動規範 『さんきょうの心構え』

～4つの“こころ”情熱・使命・絆・志～

お客様の役に立ちたいという“情熱”
誠実さ・正直さを追求する“使命”
お互いを認め、敬い、信頼し合う“絆”
職責や役割を理解し、高みを目指す“志”

ごあいさつ

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、令和元年度の事業の概要をご報告させていただきますので、ぜひともご高覧頂き、一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和元年度は、5月1日に天皇陛下が御即位され“平成”から“令和”へ改元し、新しい時代を迎えました。10月22日には、「即位礼正殿の儀」が執り行われ、200近い国と地域および国際機関の代表者が参列し、日本中が祝賀ムードに包まれました。一方で、台風15号（令和元年房総半島台風）、19号（令和元年東日本台風）をはじめ多くの自然災害が発生し、全国に甚大な被害をもたらしました。改めて、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。また、国外では米中貿易戦争の激化、香港での大規模な民主化デモ、米軍によるイラクへの空爆など国際情勢の緊張が一層の高まりを見せました。さらに、世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大し、感染された方や亡くなられた方が日々増加を続けています。生活や経済活動に大きな影響をもたらしており、開催が予定されていた「東京オリンピック・パラリンピック」も延期となりました。緩やかながらも戦後最長の景気回復期間となっていた国内景気も、急速に悪化しています。様々な業種、分野へ影響が拡大しており、日本のみならず世界経済が大きな転換点を迎えています。

このような経済環境のなか、当金庫では、「お客様との共生を目指して」をサブタイトルに掲げた3ヵ年計画（平成30年度～令和2年度）に基づき業務運営に取り組んでまいりました。相互扶助精神のもと預貸金業務に集中した地域金融の推進に徹した結果、貸出金期末残高は103,622百万円（前期比1,681百万円増加）、期中平均残高は102,335百万円（前期比2,439百万円増加）、預金期末残高は153,136百万円（前期比3,407百万円減少）、期中平均残高は154,360百万円（前期比683百万円減少）となりました。貸出金の残高増加要因としては、地域の事業者の方々のさまざまな課題・悩みを解決して、お客様と共に歩んでいく「課題解決型金融」や、担保・保証に過度に依存せず、お客様の事業性に着目した「事業性評価融資」などを積極的に実践した

結果によるものです。これらによって、貸出金利息収入が増加しました。

一方、店舗の改装・建替え等により経費の支出が増加しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、将来的な貸出債権の不良化を見据え、予防的に一般貸倒引当金を経常費用として追加計上しました。

これらの結果、業務純益313百万円（前期比176百万円減少）、経常利益166百万円（前期比300百万円減少）、当期純利益88百万円（前期比27百万円増加）の計上となりました。また、当金庫の健全性を表す自己資本比率は、8.48%と国内基準の4%の2倍以上を確保しておりますが、経済の先行きの不透明さが増すなか、何よりも将来に備えた内部留保の充実を図ることが肝要であり、それこそが会員の皆様に対する責務であると判断し、出資に対する配当率については、前年同様2%とさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況が続いており、地域経済や地域の皆様の生活に大きな影響を与え、過去に例をみない厳しい景況感が続いていくことが予想されます。このような状況下においてこそ、中小企業者の皆様の資金繰り支援や事業支援に取り組み、金融仲介機能を十二分に発揮し、地域の皆様とともに歩むことが地域金融機関のあるべき姿と考えています。令和2年10月に当金庫が創立95周年を迎えるにあたり「この街との“つながり”が誇りです」を新たにキャッチフレーズとして掲げています。これからも地域の皆様との“つながり”を大切にいき、当金庫が真に必要とされるよう、地域金融機関・協同組織金融機関としての使命を果たしていく所存です。

今後とも変わらぬご支援とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

理事長 吉田 進

目次

ごあいさつ	1
東京三協信用金庫について	3
総代会について	5
事業の概況	7
東京三協信用金庫と地域社会	9

お客様支援の取り組み	13
内部管理体制について	17
業務のご案内	18
計数・資料編	22
店舗一覧	46

この街との“つながり”が誇りです

地域の皆様とともに、地域経済の発展に積極的に取り組み
皆様のご繁栄に役立つ金融機関を目指します。

3ヵ年計画(平成30年度～令和2年度)

～お客様との共生を目指して～

1. 金融仲介機能の発揮による持続可能なビジネスモデルの実現
2. 収益力・営業力の強化
3. 経営効率の向上
4. 人材の育成と採用・企業風土改革
5. ガバナンス機能向上とリスク管理の強化
6. その他の主要課題



令和2年10月に当金庫は創立95周年を迎えます



(昭和25年頃の本店)

関東大震災から2年後の大正14年(1925年)10月12日、東京府豊多摩郡戸塚町607番地(1947年以降、現在の新宿区域)に「有限責任戸塚町信用組合」が設立され、東京三協信用金庫の歴史が始まりました。多くの信用組合は、地元の名士、地場産業人、あるいは、自治体関係者を中心とする発起人によって生まれましたが、戸塚町信用組合は、産業組合の実践者であった西垣恒矩(組合長)、藤倉隆(専務理事)によって生まれた信用組合であり、異彩を放っていました。

設立以来、「大正」「昭和」「平成」そして「令和」へと時代が移り変わるなか、社会情勢、金融情勢には様々な変化があり、決して平坦な道のりではありませんでしたが、創立95周年を迎えることができるのも、ひとえに、地域の皆様からのご支援の賜と深く感謝申し上げます。

当金庫は、お客様・地域社会の繁栄に寄与することを第一義とし、お客様とともに存在しつづける「共存」、お客様とともに育む「共育」、お客様とともに繁栄する「共栄」を企業理念として業務に取り組んでいます。これからも、当金庫は、強固な信頼関係のもと、来たる創立100周年を見据え、長きにわたってお客様・地域社会と共に成長してまいります。



(現在の本店ビル)



(新本店ビルイメージ、令和5年竣工予定)

令和7年10月に迎える創立100周年を見据え、昭和45年の竣工以来皆様のご支援のもと、約半世紀を迎えました本店ビルの建替えを、令和5年を目途に進めております。建替えに先立ち、当金庫の本店は、仮店舗および仮ATMコーナーへ移転して営業しております。新本店ビル完成までの間、お客様には何かと不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 【本店 仮店舗】 新宿区高田馬場2-17-15 唐橋ビル1階
【本店 仮ATMコーナー】 新宿区高田馬場2-18-11 稲門ビル1階



(昭和42年頃の高田馬場駅前)



(現在の高田馬場駅前)

東京三協信用金庫について

金庫概要

創 立：大正14年(1925年)10月12日
 本店所在地：東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号
 ※本店ビル建替のため、本店は仮店舗にて営業しております。

店 舗 数：12店舗
 出 資 金：1,039百万円
 会 員 数：11,216会員
 常勤従業員数：177名(男性113名・女性64名)

(令和2年3月31日現在)

沿革

〈大 正〉

14年10月 有限責任戸塚町信用組合設立
 初代組合長に西垣恒矩(農学博士)就任

〈昭 和〉

18年 6月 西垣組合長逝去
 2代組合長に藤倉隆専務理事就任
 19年 8月 本店を新宿区戸塚町3丁目74番地より
 同町3丁目5番地(現在地)に移転
 23年12月 営業地区を東京都23区と北多摩郡一円に拡張
 24年 1月 戸塚町信用組合、東京建築信用購買利用組合、共隆信用
 購買利用組合が合併し、名称を東京三協信用組合とする
 新宿支店開設
 26年 8月 藤倉組合長逝去
 3代組合長に門廻與勝専務理事就任
 10月 信用金庫法施行に伴い、東京三協信用金庫に改組
 36年 7月 東京都信用金庫野球大会 3部優勝
 10月 井荻駅前支店開設
 39年 5月 高井戸支店開設
 41年 8月 新宿支店お取引先を中心に「三協会」発足
 43年 3月 「預金推進委員(現:さんきょう拡充倶楽部)」委嘱、発会
 44年10月 調布支店開設
 45年 7月 現本店ビル竣工
 46年 3月 稲城市、多摩市に営業地区拡張
 48年 4月 東伏見支店開設
 51年 6月 府中支店開設
 12月 日本銀行と当座預金取引開始
 52年11月 日本銀行蔵入代理店認可
 53年 7月 保谷支店開設
 9月 埼玉県新座市に営業地区拡張
 56年10月 国債窓口販売開始
 11月 早稲田支店開設
 61年12月 門廻理事長逝去
 4代理事長に中野武雄専務理事就任
 下落合支店開設
 63年 3月 「SBLC(現:ビジネスクラブさんきょう)」発会
 7月 鷺宮支店開設

〈平 成〉

元年10月 西落合支店開設
 2年 7月 甲州街道拡幅に伴い新宿支店移転
 4年 5月 5代理事長に一瀬春一専務理事就任
 8年 3月 預金積金残高1千億円達成
 10年12月 現本店ビル増築
 11年 2月 「さんきょう友の会」発足、第1回親睦旅行実施
 4月 6代理事長に宮本基専務理事就任
 5月 テレホンバンキング取扱開始
 7月 東京都信用金庫野球大会 3部優勝
 12年 3月 デビットカードサービス取扱開始
 12月 しんきんゼロネット取扱開始
 13年 4月 7代理事長に津曲兼勇常務理事就任
 14年 6月 池袋信用組合事業譲受により
 「池袋営業部(現:池袋支店)・板橋支店・足立支店」を新設
 16年 6月 8代理事長に佐久間島吉常務理事就任
 17年 4月 「お客様相談センター」開設
 6月 インターネットバンキング取扱開始
 10月 「金庫創立80周年記念式典」挙行
 11月 80周年記念誌「80年の歩み」発行
 18年 3月 「M&A仲介業務」取扱開始
 19年 3月 「東伏見支店」新築移転オープン
 20年 6月 9代理事長に鳴海克實専務理事就任
 12月 「本店下落合出張所」の窓口営業終了
 21年 7月 東京都信用金庫野球大会 2部優勝
 10月 「井荻駅前支店」新築オープン
 「若手経営塾 Terra小屋」第1期開塾
 東京富士大学と「産学連携の協力推進に関する
 覚書」を締結
 23年12月 足立支店を板橋支店に統合
 「高井戸支店」新築移転オープン
 10代理事長に村田光雄専務理事就任
 24年 6月 「さんきょうでんさいサービス」業務取扱開始
 25年 2月 「11代理事長に吉田進常務理事就任
 26年 4月 「調布支店」新築オープン
 12月 「金庫創立90周年記念式典」挙行
 27年10月 板橋支店を池袋支店に統合
 29年 4月 貸出金残高1千億円達成
 31年 3月

令和元年度(平成31年度)の歩み

平成31年

4月 1日 新入職員入庫式 於：本店9階ホール

令和元年

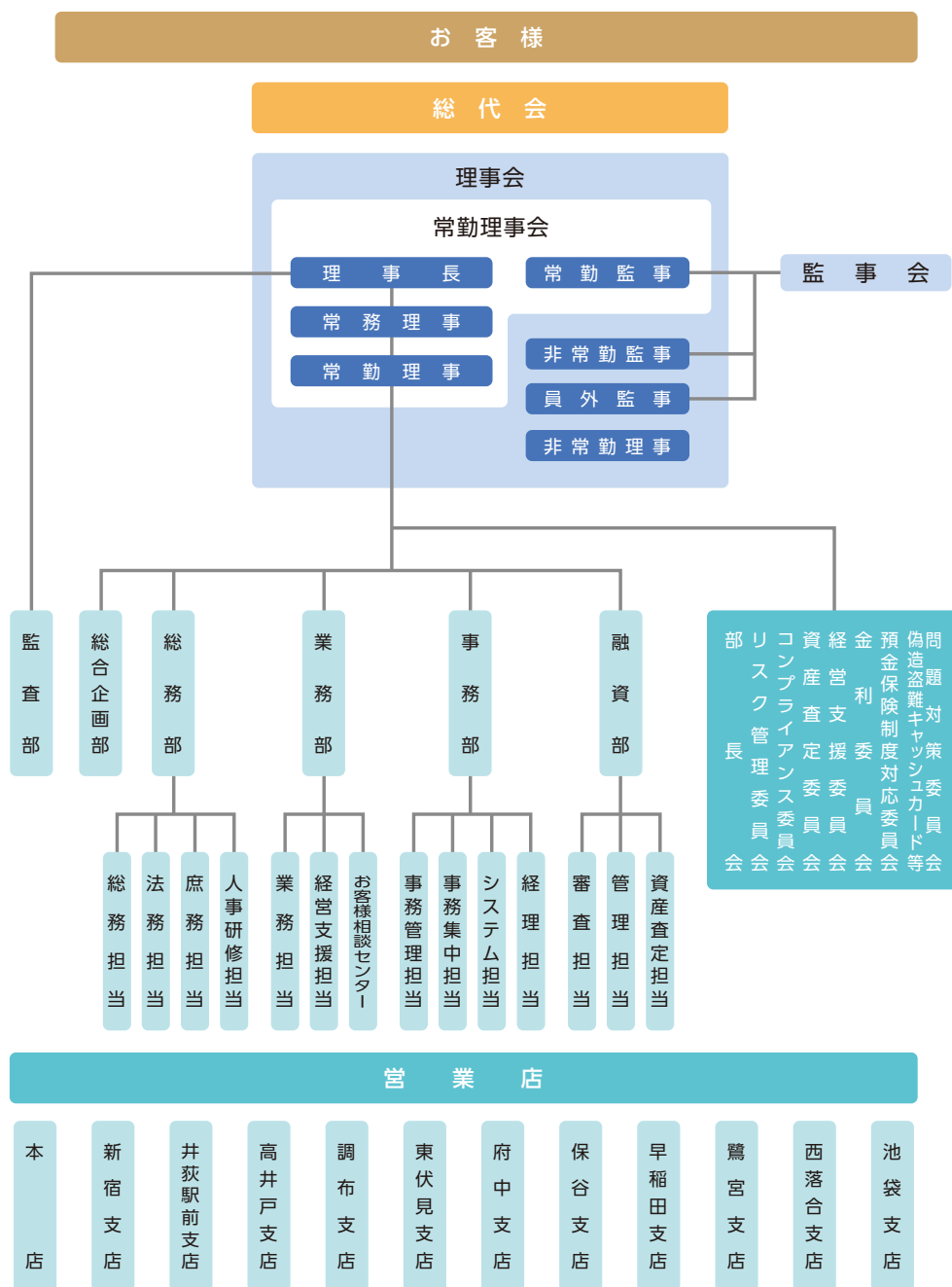
5月 9日 令和元年度地区別総代懇談会 地区別に計6回開催
 (5月9日、10日、13日、14日、15日、17日)
 5月23日 さんきょう友の会 「月岡温泉・華鳳 一泊旅行」実施
 ~24日
 6月 7日 ビジネスクラブさんきょう「総会・勉強会」開催
 於：本店8階会議室・9階ホール
 6月14日 信用金庫の日サービスデー 全営業店で実施
 6月21日 第95期通常総代会 於：本店8階会議室
 7月 2日 令和元年度第1回創業スクール開催
 (7月2日、9日、16日、23日) 於：本店9階ホール

10月10日 ビジネスクラブさんきょう「視察ツアー」実施
 視察先：日産自動車 横浜工場等
 11月 5日 令和元年度第2回創業スクール開催
 (11月5日、12日、19日、26日) 於：本店9階ホール
 12月10日 ビジネスクラブさんきょう「企業合同忘年会」開催
 於：ハイアットリージェンシー東京
 12月12日 令和元年度経営内容説明会開催
 於：本店9階ホール
 12月16日 本店 仮店舗へ移転

令和2年

1月21日 さんきょう友の会「新春観劇」実施 於：新橋演舞場
 2月18日 ビジネスクラブさんきょう「新春講演会・賀詞交換会」
 開催 於：京王プラザホテル

■ 金庫の組織図



■ 理事・監事の氏名及び役職名

理事長
(代表理事) **吉田 進**

常務理事
(代表理事) **浅野 慎一郎**(※1)
(総合企画部・業務部担当)

常勤理事 **佐古 清隆**
(総務部担当)

常勤理事 **遠藤 豊幸**
(事務部担当)

常勤理事 **吉野 啓司**(※1)
(監査部担当)

常勤理事 **中島 久喜**
(融資部担当)

非常勤理事 **古谷 修**

常勤監事 **田中 徹**

非常勤監事 **矢口 実**

員外監事 **森川 寛行**(※2)

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和2年6月30日現在)

総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多いため、総会の開催は事実上困難です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。なお、当金庫では、総代会だけでなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。総代会の運営に関するご意見ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の定数と任期

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、令和2年6月30日現在の総代数は78名で、会員数は11,268名です。
- 信用金庫運営に、より深い見識を持った総代を維持し、かつ、会員の多様な意見を経営に活かしていくため、令和2年4月より総代の定年制を導入しています。総代の年齢制限は、改選時満80歳未満であり、令和3年の改選時に新たに就任する総代より適用されます。なお、現在総代になられている方には適用されません。

総代の選任の方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、以下①～③の手続きを経て選任されています。

会 員

地区を4区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定めます。

第1区
新宿区

第2区
杉並区

第3区
東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区

第4区
第1～3区以外の営業地域

① 総代候補者選考委員の選任 (各区の会員から3名以上)

会員の中から総代候補者選考委員を「総代候補者選考委員選考基準」に基づき総代会で決定し、理事長が選考委員を委嘱。

総代候補者選考委員の氏名を営業店掲示場に掲示

② 総代候補者の選考

総代候補者選考委員は「総代候補者選考基準」に基づき総代候補者を選考し、理事長に報告、理事長は総代候補者氏名を1週間以上営業店掲示場に掲示。この掲示について日本経済新聞に公告。

総代候補者の氏名を営業店掲示場に掲示

③ 総代の選任

- A) 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の1/3に達しない会員からの異議申出があった総代候補者について理事長は総代に委嘱。
B) 会員からの異議申立が選任区域の会員数の1/3に達した総代候補者については、当該候補者に代え上記②の手続きにより他の総代候補者を選考する。ただし、当該総代候補者の数が、その選任区域の総代の定数の1/2に満たない場合は、改めて選考を行わない(欠員とする)ことができる。

総代の氏名を営業店掲示場に1週間以上掲示

会員の総意を適正に反映するための制度

総 代 会

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定

総代の氏名および総代の選任区域

(数字は就任回数) (順不同・敬称略)

令和2年6月30日現在

第1区 (18名)

新宿区

金野 博④ 吉鶴 志郎⑥ 露木 孝憲⑥ 加納 由雄⑤ 穴口 勝彦⑨ 難波 輝守⑩ 飯島 英子⑦ 植木智一郎⑨
黒滝 弘⑦ 矢口 実④ 望田 捷敏③ 岩崎 良夫⑤ 馬場 章夫② 星野 高行② 小坂 昌弘① 神宮司真也①
平山 茂① 塩崎 耀久①

第2区 (13名)

杉並区

伊田 明行⑫ 大澤 喜一⑩ 鈴木 定雄⑬ 井口哲次郎⑧ 星野 高久④ 田澤 敏夫⑭ 高野 征男⑧ 棚部 重夫⑤
平澤 角治⑨ 松尾 恒郎④ 島袋 修一⑤ 本田 信治② 山本 秀哉①

第3区 (22名)

東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区

伊藤 長市⑧ 松岡 捷一⑦ 寺内 正雄⑦ 大沢 良雄⑩ 村上 祐三⑨ 小林 義之⑥ 野口 圭也⑧ 河手 啓一⑤
榎本 武⑤ 柳澤 賢⑩ 有山 茂明⑥ 兼村 仁③ 須藤 史郎③ 川口 志朗⑤ 平石 雅也② 藍川 真樹②
須藤 康司② 須藤 雅巳① 本多 秀毅① 中村桂一郎① 大橋 伸光① 鴨志田隆昭⑥

第4区 (25名)

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、西東京市、国立市、狛江市、清瀬市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市および埼玉県新座市

浅野雄一郎⑥ 平沢 勝⑦ 浅野 宗彦⑥ 小菅 誠④ 西村 司⑤ 竹内 孝義③ 古谷 正志④ 田中 實⑦
田中 善雄⑧ 松村 一夫⑥ 中田 茂④ 福岡 義昭⑧ 石黒 晴夫② 鈴木 庸夫② 小野寺 透② 岡庭 伸行②
篠塚 秋夫② 井上今朝文② 村山 忠央② 小熊 陸夫② 齋藤 幸司① 荒井 一如① 小菅 正人① 岡本 弥尋①
高橋 義勝①

総代の属性別構成比

年代別	30歳代 1.2%、50歳代 16.6%、60歳代 24.3%、70歳以上 57.6%
業種別	不動産業 50.0%、建設業 15.3%、小売業 12.8%、サービス業 11.5% 宿泊業 3.8%、製造業 2.5%、運輸業 2.5%、その他 1.2%
職業別	会社役員 75.6%、個人 24.3%

第96期通常総代会の決議事項等

令和2年6月25日に開催した第96期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

〔報告事項〕

- ・ 監事による監査報告
- ・ 第96期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- ・ 総代定年制導入の件

〔決議事項〕

- ・ 第1号議案 法定準備金限度超過額取崩の件
- ・ 第2号議案 第96期剰余金処分案承認の件
- ・ 第3号議案 会員除名の件
- ・ 第4号議案 総代候補者選考委員の選任の件
- ・ 第5号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- ・ 第6号議案 監事の任期満了に伴う選任の件
- ・ 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



第96期総代会(令和2年6月25日)

令和元年度の概況

金融経済環境

令和元年度は、米中貿易戦争の激化、香港での大規模な民主化デモ、米軍によるイラクへの空爆など国際情勢の緊張が一層の高まりを見せ、さらに新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日本のみならず世界経済は急速に悪化しており、大きな転換点を迎えています。

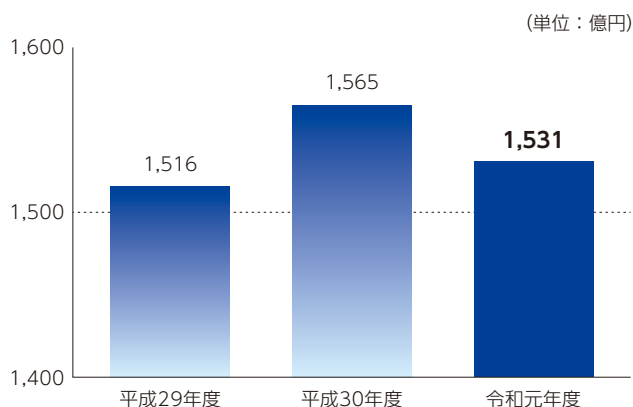
業績

■ 預金積金・貸出金の状況

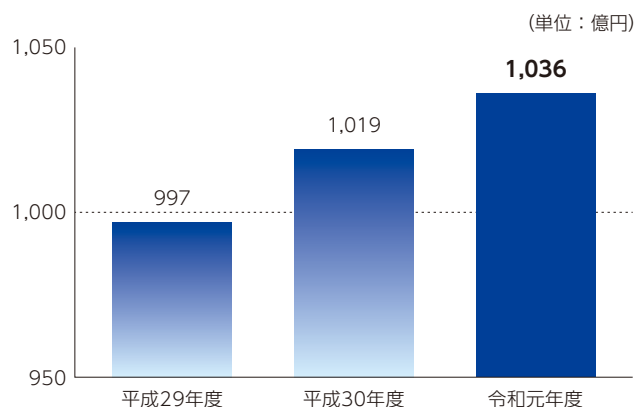
預金残高は、一部大口預金の払出しがあったことなどから、前期末から34億円減少しております。また、平均残高は6億円減少しております。

貸出金残高は、地域の事業者の方々のさまざまな課題・悩みを解決して、お客様と共に歩んでいく「課題解決型金融」や、担保・保証に過度に依存せず、お客様の事業性に着目した「事業性評価融資」などを積極的に実践した結果、前期末から16億円増加しております。貸出金平均残高は、年度を通して貸出金残高1,000億円を維持したことから24億円増加しております。

預金積金の推移



貸出金の推移

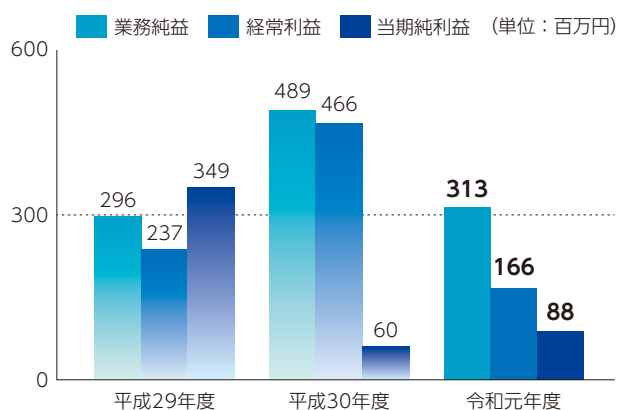


■ 損益の状況

貸出金利息収入は、貸出金残高が順調に増加したため、前年度実績を上回りましたが、店舗の改装・建替え等により経費が増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い予防的に一般貸倒引当金を計上したことから経常費用が増加しました。

業務純益は前年度より176百万円減少し313百万円、経常利益は300百万円減少し166百万円となりました。なお、当期純利益は、前年度より27百万円増加し88百万円を計上しております。

損益の推移



今後の事業の展開と課題

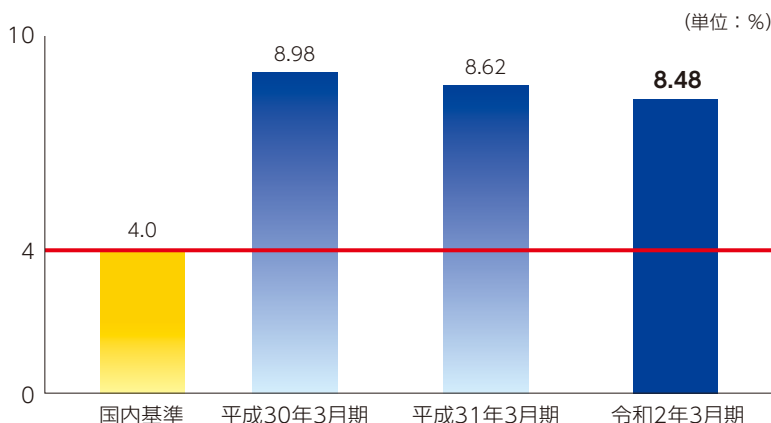
新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況が続いており、地域経済や地域の皆様の生活に大きな影響を与え、過去に例をみない厳しい景況感が続いていくことが予想されます。このような状況下においてこそ、中小企業者の皆様の資金繰り支援や事業支援に取り組み、金融仲介機能を十二分に発揮し、地域の皆様とともに歩むことが地域金融機関のあるべき姿と考えており、当金庫が真に必要なとされるよう、地域金融機関・協同組織金融機関としての使命を果たしてまいります。

金庫の健全性

自己資本比率について

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)に基づき算出した結果、令和2年3月期の自己資本比率は8.48%となりました。国内基準である4%の2倍以上を確保しており、当金庫の経営の健全性は十分保たれております。

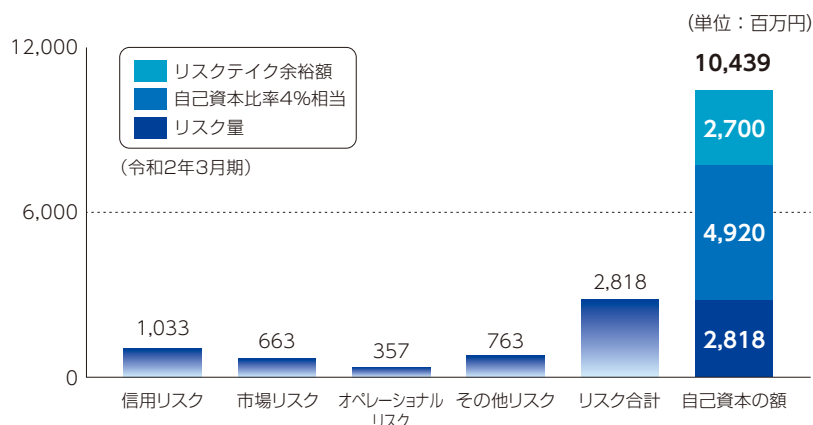
自己資本比率の推移



■ 統合的リスク管理(リスクの定量化)

当金庫は経営の健全性を維持、確保することを目的に各種リスクについて、現場で起きている事象などの定性面の問題点分析、対応策の検討や把握可能なリスクの計量化を行い、その合計額を総リスク量として自己資本総額と対比した定量的管理を行っています。

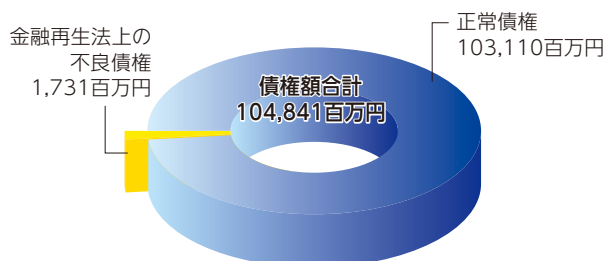
令和2年3月期の当金庫の自己資本の額は10,439百万円となっており、総リスク量および自己資本の国内基準4%相当額をカバーした余裕額は2,700百万円となっています。



不良債権の状況

金融再生法の開示債権(いわゆる不良債権)に対する保全率は、担保や保証等による回収見込額及び貸倒実績率(過去に発生した貸倒の確率等)に基づき算出された貸倒引当金により97.8%となっています。

金融再生法開示債権 (令和2年3月期)



※「債権額合計」は、金融再生法上で定められた開示債権の総額であり、「貸出金残高」とは異なります。

金融再生法開示債権の保全状況 (令和2年3月期)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率(b/a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	969	969	100.0%
危険債権	702	699	99.5%
要管理債権	59	25	42.6%
金融再生法上の不良債権	1,731	1,694	97.8%
正常債権	103,110		
債権額合計	104,841		
不良債権比率	1.65%		

地域社会の活性化を目指して

当金庫は大正14年の創立以来、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、支え合い、そして共に発展・繁栄していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切なご預金は、ご融資という形で資金を必要としている地域のお客様にご利用いただいています。また、こうした金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



(令和2年3月31日現在)

■ 三協会

三協会は、昭和41年に新宿支店のお客様を中心に発足し、以降全営業店で組織されました。地域交流の活性化、取引先企業の繁栄、会員相互の親睦を目的としており、各三協会独自の親睦旅行、勉強会、交流会等を実施しています。

■ 地域行事等への参加

当金庫は、地域の皆様との“つながり”や“ふれあい”を大切にしており、各営業店近隣地域の祭礼や伝統行事、イベント等に役職員が参加し、地域社会の活性化、地域文化の発展のお手伝いをしています。また、地域交流の一環として、営業店主催の勉強会や懇親会の開催、地元小中学校の職場体験の受け入れ等を実施しています。



■ さんきょう友の会

さんきょう友の会は、当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様で組織され、年会費は無料です。お客様の安心した生活のお手伝いとして、「入会時のプレゼント」「旅行・観劇等のご優待」「お誕生日プレゼント」「金利優遇定期預金『あんしん 350』」「団体傷害保険『シニアサポーター』」等様々なサービスを提供しております。



さんきょう友の会 親睦旅行

「さんきょう友の会」の親睦旅行を令和元年5月23日～24日に実施し、新潟県新発田市月岡温泉を訪れました。

旅行開催にあたっては、信用金庫のネットワークを活かし、「新発田信用金庫」にご協力をいただきました。当金庫本店所在地である新宿区高田馬場は、「高田馬場の決闘」の逸話が残る地であり、新潟県新発田市は、その決闘で名を挙げた「中山(堀部)安兵衛」の出生の地です。両地域の歴史的な繋がりを活かした取り組みの一つとして当旅行が実現しました。

■ 高田馬場地域ネットワーク「Baba Lore(ババロア)」会への参画

「創業・起業の町 高田馬場」を目指し、当金庫の本店所在地である新宿区高田馬場・早稲田地区を中心に、地域の事業者・専門家・商店会・日本政策金融公庫・株式会社 まちづくり高田馬場・東京富士大学・当金庫等が連携して開催する地域活性化に向けた勉強会に参加しています。

※Baba Lore= 高田馬場(Baba)の物語(Lore)を意味する造語です。



■ 「志プロジェクト」への協賛

東京富士大学の学生が、地域の事業者インタビューを行い、学生目線で会社案内を作成する「志プロジェクト」に協賛し、地域事業者の紹介を行っています。プロジェクトを通じ、「地域の大学」と「地域の中小企業」の相互交流を図り、地域活性化、人材育成、地域事業者の将来の人材確保への力添えをさせていただいています。

創立95周年記念商品

地域の皆様からの日頃のご愛顧に感謝の意を込め、創立95周年記念の定期預金・定期積金をお取り扱いしております。

取扱期間：令和2年4月1日～10月30日

※取扱期間内であっても募集総額に達し次第終了となります。

※詳しくは営業店窓口または担当者にご確認ください。

■ 創立95周年記念 懸賞金付定期預金『95th～感謝～』



■ 創立95周年記念 金利上乘せ定期積金『結(ゆい)』



お客様の安心・安全を目指して

当金庫は、全てのお客様が安心し、また快くご利用いただけるよう接遇の向上、店舗設備の充実等を心がけております。

■ お体が不自由な方への取り組み

少しでも便利に当金庫をご利用いただけるよう、下記の取り組みを進めています。

1. 職員の代筆

目の不自由な方等が窓口で行う入出金・振込等のお取引に関しまして、ご自身での署名が困難な場合は、当金庫の職員が複数名立会いのもと、職員が代筆いたします。

2. 音声案内や拡大文字表示機能付ATMの設置

ハンドセット方式による音声案内や、かんたんモードにより文字表記を拡大できるATMを設置しています。

また、このATMは車いすに座ったままでも操作がしやすくなっています。

ハンドセット方式

目の不自由な方に配慮した、タッチパネルを使用しなくても操作が行えるATMです。タッチパネル脇に備え付けられた受話器に電話機と同配列のキーが取り付けられています。また、受話器からは操作案内音声がかかります。

かんたんモード

タッチパネルの「かんたんモード」キーを押すことによって、文字表記が大きくなり、ゆっくりとした音声案内になります。

3. バリアフリー化

車いすの方も便利にご利用いただけるよう、店内のバリアフリー化に努めています。店内にはバリアフリートイレ、エレベーターを設置していますので、安心してご利用いただけます。(井荻駅前支店、高井戸支店、調布支店、東伏見支店)

4. 「電子筆談器」「携帯助聴器」「コミュニケーションボード」「ご意見箱」を全店に設置しています



〈コミュニケーションボード〉



〈携帯助聴器〉



〈電子筆談器〉



〈ご意見箱〉

■ 感染症対策への取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お客様や当金庫職員の健康と安全を確保するための対策等を講じております。

大変ご不便をおかけいたしますが、感染の拡大を防止するため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 店内の積極的な換気、定期的な清掃
- 営業店窓口にアクリルスクリーンの設置
- 店頭で手指消毒剤の設置
- 当金庫職員のマスク着用、手洗いやアルコール消毒の徹底



■ 特殊詐欺等(振り込め詐欺等)未然防止



当金庫西落合支店渉外担当者の機転により特殊詐欺を未然防止したとして、所轄警察署より感謝状が授与されました。

巧妙化する特殊詐欺(振り込め詐欺等)に対し、お客様が被害に遭うことの無いよう、注意を払い、お声掛けをし、場合によってはお振込の理由等を立ち入ってお聞きすることもございますが、お客様の大切な財産をお守りする方策でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

■ お客様アンケートについて

当金庫では、お客様の声をお伺いしてサービスの向上、お客様満足度の向上に努めるべく、アンケート調査を行っています。また、営業店には「ご意見箱」を設置し、お電話では「お客様相談センター」にてご意見を承っています。

令和元年度お客様アンケート集計結果

職員の対応、能力について

満足	73.2%
やや満足	20.3%
普通	6.3%
やや不満	—
不満	—

地域への貢献度について

満足	56.8%
やや満足	24.2%
普通	18.0%
やや不満	0.8%
不満	—

店舗設備について

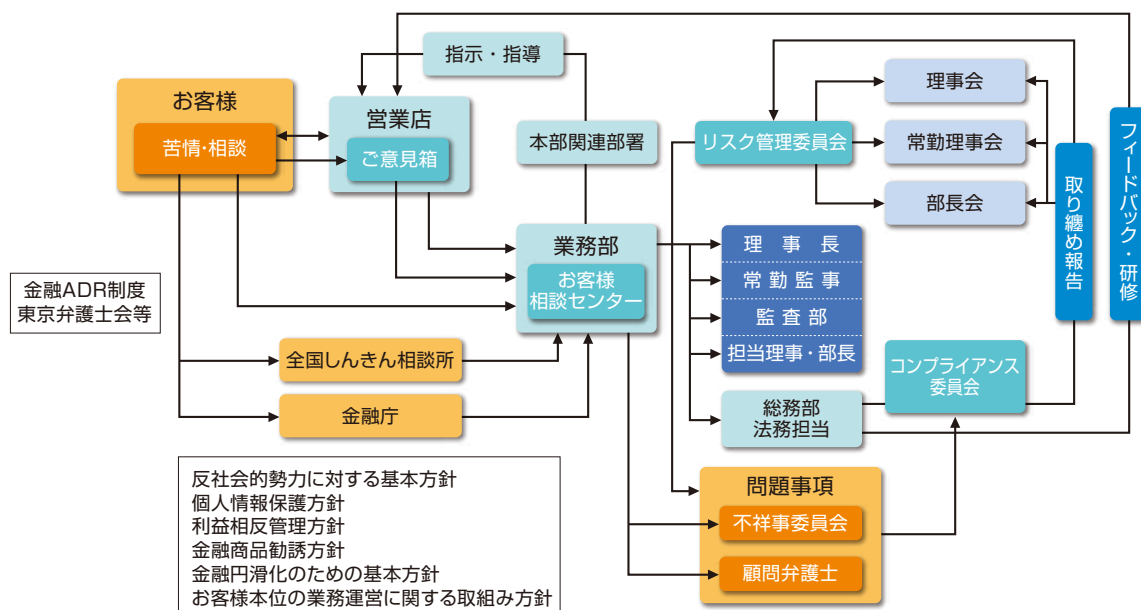
満足	50.4%
やや満足	25.2%
普通	20.9%
やや不満	3.1%
不満	0.2%

実施期間：令和元年8月～令和2年3月
 配布総数：2,976通
 有効回答数：367通(回答率12.3%)
 アンケート実施方法
 (配布方法)当金庫職員による手交及び店頭設置
 (回収方法)郵送及び当金庫職員による回収

お客様にご満足いただける信用金庫をめざして、これからも役職員一同努力してまいりますので、お力添えをお願い申し上げます。今後とも、お客様からの忌憚のないご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

■ 顧客保護管理体制

お客様からの苦情や相談・要望等に適切に対応し、公正かつ誠実に対処し、迅速な対応を心がけ、お客様の利便性の向上に努めています。また当金庫は「お客様相談センター」を設け、フリーダイヤルによりお客様からのご相談・ご意見・苦情などの受付を行っています。また、全営業店窓口に「ご意見箱」を設置し、お客様の声を受け止め、業務改善に努めています。



■ 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置

当金庫は、お客様からのご要望・苦情等につきまして「営業店」または「お客様相談センター」「Eメール」などで承っております。紛争の解決については当金庫営業日(9時～17時)に「お客様相談センター」「全国しんきん相談所」にご相談いただければ下記弁護士会にお取次ぎいたします。また各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。また東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や案件を移す方法(移管調停)などがあります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ各東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談センターにお尋ねください。

- お客様相談センター 0120-0889-18
- Eメールアドレス info@sankyoshinkin.co.jp
- 全国しんきん相談所 03-3517-5825
- 東京弁護士会 紛争解決センター 03-3581-0031
- 第一東京弁護士会 仲裁センター 03-3595-8588
- 第二東京弁護士会 仲裁センター 03-3581-2249
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005

※証券業務に関する苦情・紛争は日本証券業協会からあっせん等の委託を受けた「証券・金融商品あっせん相談センター」でも受付けております。

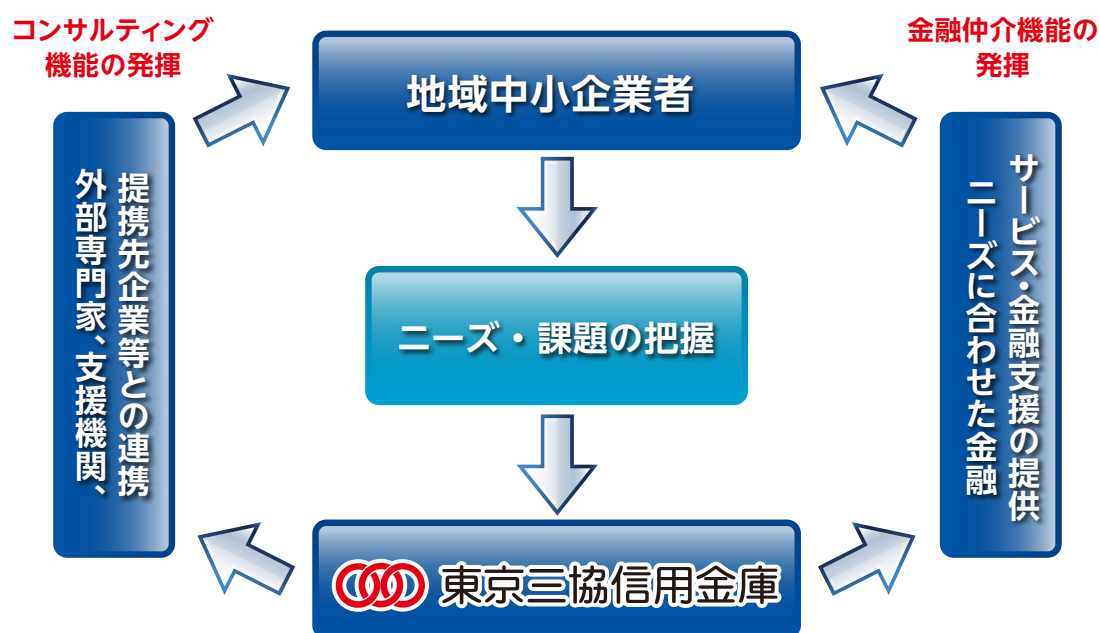
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う資金繰り等のご相談対応について

当金庫では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様より、随時ご相談をお受けしております。事業継続に必要な資金のお借入れ相談等、連携機関と協力を図りながら、迅速かつ適切に対応させていただきます。詳しくは、当金庫営業店窓口または担当者へご相談ください。

経営革新等に取り組む中小企業への支援

当金庫は、平成25年2月1日付けで、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、財務省関東財務局並びに経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。事業の発展を目指し、経営革新等に取り組む中小企業の経営者とともに事業計画の策定支援や実施に関するサポートを行います。

■ 中小企業支援の態勢



■ ビジネスクラブさんきょう(BCS)

昭和63年に発足したビジネスクラブさんきょう(発足当時の名称「SBLC」)は、法人代表者、事業主を中心に組織され、ビジネスマッチング、事業の発展を目指し、会員同士のネットワークを広げるための活動を実施しています。

令和元年度は、経済展望をテーマとする勉強会、「地域から日本を変える!これからの企業のあり方」と題しての講演会、日産自動車横浜工場等への視察ツアー、会員企業の従業員様やご家族を交えた合同忘年会を開催しました。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	68件	94件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.29%	5.92%
保証契約を解除した件数	3件	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

地域で創業・起業するお客様への支援

地域活性化への取り組みとして、地域の事業者・専門家・商店会・日本政策金融公庫・東京商工会議所・創業支援関連機関・東京富士大学・民間シェアオフィスなどの外部専門機関と連携して、創業期・成長期におけるワンストップ支援を実施し、各々の強みを活かした、地域での創業・起業を積極的に支援しています。

■ 創業スクール

新宿区特定創業支援等事業として、東京商工会議所新宿支部の共催、日本政策金融公庫新宿支店の後援により、平成28年度より創業スクールを開催しています。受講修了者には、新宿区から証明書が発行され、法人等設立時の登録免許税軽減等の優遇措置が受けられます。(今年度開催日：7月2日、9日、16日、23日および11月5日、12日、19日、26日)



■ 東京都 女性・若者・シニア創業サポート事業

「女性」「若者」「シニア」による地域に根差した創業を支援するため、東京都・地域創業アドバイザー・当金庫が連携し、「低利融資」「事業計画作成に関するアドバイス」「創業後のサポート」をパッケージ化し提供しています。

※お申込には条件がございますので、詳しくは営業店窓口または担当者までお問い合わせください。また、融資のお申込にあたっては、当金庫所定の審査をさせていただきます、場合によってはご希望に添いかねることもございますので予めご了承ください。

連携支援機関・提携先企業・専門機関等との連携による支援

当金庫は、専門支援機関・提携先企業・外部専門家等との連携を図り、お客様の課題解決に向けた支援を行っています。

不動産有効活用への支援

所有されている不動産の空室対策や建物の老朽化対策、相続対策などの不動産のご活用について、当金庫は提携先企業と連携し、各社の特性を活かした様々な支援を行っています。

提携先企業

大成ユーレック 株式会社	大成有楽不動産販売 株式会社	積水ハウス 株式会社
大和ハウス工業 株式会社	三菱地所ホーム 株式会社	野村不動産アーバンネット 株式会社
株式会社 マルイホームサービス	東急住宅リース 株式会社	ミサワホーム 株式会社
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	株式会社 ローソン	株式会社 ファミリーマート

事業承継への支援

後継者への事業引継ぎ、後継者対策等について、支援機関、提携先企業と連携して支援を行っております。当金庫を通じて、提携先企業等に相談することで、お客様の課題等の整理や具体的な対応策について助言を受けられます。

連携支援機関等

東京都中小企業振興公社	ビジネスサポートデスク東京西	東京都事業引継ぎ支援センター
東京都よろず支援拠点	T ² BASE多摩・島しょ経営支援拠点	信金キャピタル 株式会社

提携先企業

税理士事務所クオリス

人材確保への支援

従業員の確保や福利厚生の充実について、支援機関、提携先企業と連携し支援を行っています。また、当金庫と職域契約を締結いただいている事業所の従業員様向けに、優遇商品(金利優遇住宅ローン、金利優遇フリーローン、特典付き定期積金等)を充実させ、福利厚生面における事業支援を行っています。

連携支援機関等

東京都よろず支援拠点	東京都中小企業振興公社
------------	-------------

提携先企業

ミイダス 株式会社

金融仲介機能のベンチマークに関連した取り組み

当金庫は、金融仲介機能を発揮し、企業の価値向上や生産性向上に資する取り組みを行うため、金融仲介機能を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク(以下、ベンチマーク)」を定めています。

当金庫の取り組み状況についてお知らせするとともに、今後もお取引先のニーズや課題に応えながら、課題の解決などに取り組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。

■ 令和元年度(基準日：令和2年3月末)のベンチマーク評価

1. 取引先企業の支援

当金庫は、金融仲介機能を十二分に発揮することで、地域とお客様と当金庫の共生を目指すべく、お客様の資金調達への対応や成長を支援し、地域の活性化に向けて取り組んでいます。

(1) 当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高

当金庫は、担保・保証に過度に依存することなく、お客様の事業性を評価した融資に取り組んでいます。

(単位：先、百万円、%)

	平成30年度		令和元年度		対前期末比	
	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高
貸出先数及び貸出金残高	3,373	101,940	3,361	103,622	△12	1,682
事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高	51	205	113	473	62	268
上記計数が占める割合	1.51%	0.20%	3.36%	0.45%	1.85pt	0.25pt

(2) 課題解決対応シートの受付件数及び内訳

当金庫は、お客様の課題解決に向け、積極的に取り組んでいます。

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
課題解決対応シートの受付件数	504	553	49
内、ビジネスマッチング紹介件数	310	330	20
内、ビジネスマッチング成立件数	174	184	10
内、関与した創業件数	98	101	3
内、国の中小企業支援策の活用を支援した件数	29	31	2

(3) 取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数

(単位：先)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用	17	21	4
認定支援機関の経営改善支援	0	0	0
よろず支援拠点の活用	8	8	0
各種補助金申請の支援	4	2	△2
知的資産経営報告書の策定支援	0	0	0
合計	29	31	2

2. 新規事業開拓を目指す取引先企業への支援

当金庫は、地域の活性化を目指し、地元での創業をお考えの方への支援に積極的に取り組んでいます。

(1) 創業・第二創業を支援した件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
関与した創業件数	98	101	3
関与した第二創業件数	0	0	0

(2) 創業を支援した先の支援内容の内訳

(単位：先)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
創業支援先数	98	101	3
創業計画の策定支援	31	31	0
創業期の融資(プロパー)	32	29	△3
創業期の融資(信用保証付)	11	15	4
政府系金融機関や創業支援機関への紹介	22	25	3
助成金・投資の支援	2	1	△1

3. 中小事業所向け福利厚生支援

当金庫は、地元の中小事業所に勤務する従業員様への福利厚生サービスの充実と資産形成をめざし、職域サポート契約を締結していただいた事業所の従業員様向けに優遇サービスを実施しています。

(1) 職域サポート契約

(単位：先、名)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
契約事業所数	1,174	1,210	36
対象従業員数	9,980	10,060	80

※契約対象事業所……当金庫営業エリア内の中小企業・個人事業者

(2) ライフサポート定期積金

職域契約事業先専用商品「ライフサポート定期積金」をご契約いただいた従業員様は、ホテル・旅館・遊園地・映画館等のレジャー施設を優待価格でご利用いただけます。また、24時間電話健康相談等の福利厚生サービスをご利用いただけます。

(単位：名、百万円)

	平成30年度	令和元年度	対前期末比
ご契約の従業員様	247	294	47
契約額	368	503	135

(3) 職域サポートローン

職域契約事業先の従業員様は、住宅ローン及びフリーローンについて、優遇金利を適用した「職域サポートローン」をご利用いただけます。

(単位：件、百万円)

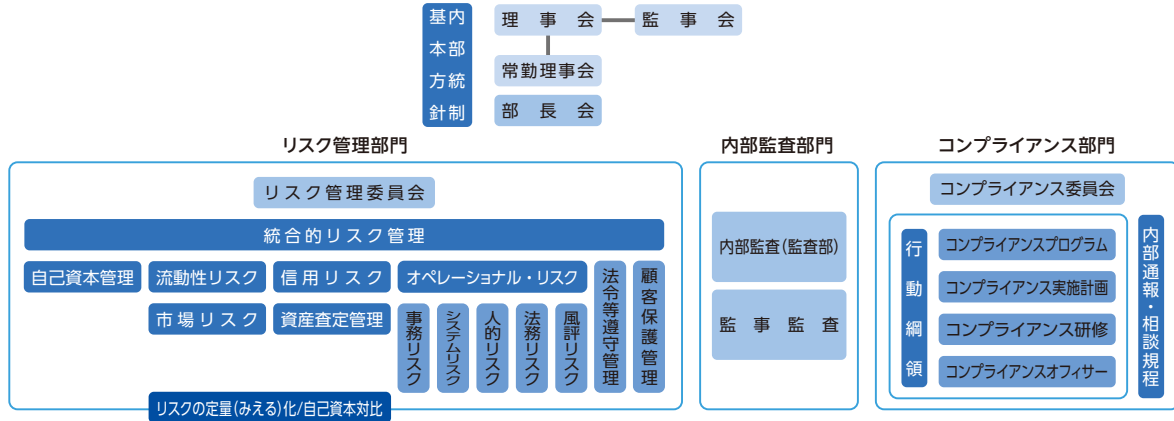
	平成30年度	令和元年度	対前期末比
件数	88	126	38
住宅ローン	14	22	8
フリーローン	74	104	30
残高	609	889	280
住宅ローン	511	778	267
フリーローン	98	111	13

※ご利用にあたっては、所定の審査をさせていただき、場合によってはご希望に添いかねることもございますので予めご了承ください。

内部管理体制について

内部管理体制

当金庫は地域のお客様から信頼され安心してお取引をしていただけるよう公共性と健全性の維持に努めております。また地域金融機関としての役割を全うし、その信頼性、安全性を確保維持するため自ら責任をもって内部管理体制の確立に努めております。



当金庫は「内部統制基本方針」を制定し、営業担当から独立した「コンプライアンス部門」「内部監査部門」「リスク管理部門」が職務執行状況の検証を行い業務運営にあたっています。また金庫の立場からその社会的責任は最も重要であるとの考えから各種法令はもちろん社会的規範や企業倫理を守っていくため、法令遵守（コンプライアンス）体制の強化を図っております。

■ 内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制の整備に係る基本方針を以下のとおり定めています。

1. 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員等の理事からの独立性確保と当該職員に対する監事の指示の実効性確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制の確保
8. 前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

リスク管理体制

社会環境が大きく変化している中で、地域のお客様のお役に立つことを第一義に、経営の健全性の確保と収益性の向上のため適切な業務運営に努めています。業務運営に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その発生の未然防止や影響の最小化、再発防止策などを講じることを重要な課題としています。当金庫では、各リスクが経営に与える重要性を踏まえ、毎月リスク管理委員会にて報告・協議を行い、必要に応じ理事会、常勤理事会にて協議を行っています。また、リスク管理委員会の内容については理事会・店長会等で報告し、情報の共有化を図っています。

リスクとは業務運営上の結果が予測しにくい不確実なものであります。そのリスクに備えながら適切な業務運営を実施するため、過去のデータなどを分析、評価するとともに、定量化による見える化などの対応をとっております。

また、大規模災害、重大なシステム障害や風評リスク等の不測の事態に対しては、「危機管理計画対応要領（コンティンジェンシープラン）」を定めています。自然災害発生時には人身の安全等と顧客保護を最優先課題とし、自然災害以外の危機に対しては窓口業務の継続を優先し、早期にリスク回避を図ることを基本方針としています。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

当金庫の法令等遵守の最高決議機関は理事会です。その下に常勤理事会、部長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、不祥事委員会を設置しています。法令等遵守の最高責任者を理事長とし、統括部署は総務部法務担当となり、遵守状況のチェック体制を確立しています。本部各部の責任者は部長、営業店の責任者を店長として、責任者の率先垂範のもと、お客様保護が私達の使命と自覚し、日々法令等遵守に取り組んでいます。

また、法令等遵守体制の実効性を確保するために「東京三協信用金庫行動綱領」「コンプライアンスプログラム」「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、「コンプライアンス実施計画」に基づき研修等を実施し役職員の法令等遵守体制の向上に努めています。また企業倫理やコンプライアンスに関する幅広い知識と経験、判断力を持ち合わせた専門家としての認定を受けた「コンプライアンスオフィサー」を全店に配置しその徹底を図っています。また内部通報制度を確立し、積極的に法令違反などを察知し、適切な処理を行う態勢を整備するために「内部通報・相談規程」を定め、法令等遵守体制の適切性を確保しています。

主要な事業内容

1. 預金および定期積金の受入
2. 資金の貸付(手形貸付、証書貸付、当座貸越等)および手形の割引
3. 内国為替業務(送金為替、当座振込及び代金取立等)
4. 有価証券投資業務
5. 代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ④日本政策金融公庫等の代理貸付業務
6. 国債等公共債の引受業務ほか窓口販売業務
7. 保護預りおよび貸金庫業務
8. 保険の窓口販売
9. 電子債権記録業に係る業務
10. その他法令で定められた付随業務

主な商品・サービス

事業者向けご融資

種類	特長	融資金額	期間
当座貸越	事業者カードローン 信用保証協会の保証により、事業資金にご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	1年または2年
手形割引 (電子記録債券割引)	一般商業手形、電子記録債権の割引をご利用いただけます。		
手形貸付	仕入資金などの短期資金にご利用いただけます。	融資金額や貸出期間、条件などは、 営業店担当者にご相談ください。	
証書貸付	設備資金などの長期資金にご利用いただけます。		
代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫などの代理貸付制度を取扱っています。		
各種制度資金	東京都および区・市の制度融資を取扱っています。		

個人向けご融資

ローン名	特長	ご利用限度額	期間	担保・保証
さんきょう 子育て支援ローン	入学料、授業料、受験料、お稽古の費用、 就学用住居の家賃・敷金など、子育て全般に わたりご利用いただけます。	300万円以内(一世帯)	8年以内	無担保 要連帯保証人
多目的 さんきょうフリーローン	お使いみち自由 (おまとめ資金・事業資金も含まれます)	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょうビジネスローン 自由自在	経営者・個人事業主向けサポートローン お使いみち自由(事業資金も含まれます)	500万円以内	10年以内	株式会社クレディセゾン
さんきょうエコライフ	太陽光発電・オール電化住宅・燃料電池などの 省エネ住宅設備導入にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょうきゃっする (カードローン)	お使いみち自由 限度額以内であればローンカードで何回で もご利用いただけます。	500万円以内	5年更新	信金ギャランティ株式会社
カードローン	同上	残高スライド型:10万円以上 300万円以内(10万円単位) 極度スライド型:10万円以上 100万円以内(10万円単位)	3年更新	一般社団法人しんきん保証基金
ライフローン500	お買いもの、レジャーなど目的によりご利用 いただけます(証書貸付方式)。	500万円以内	5年以内	一般社団法人しんきん保証基金
住宅ローン	新築、増改築、土地・建物の購入、他行借入 の切替の際にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	全国保証株式会社 一般社団法人しんきん保証基金
カーローン	自動車の購入、車検の際等にご利用いた できます。	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
教育ローン	お子様の学費等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	一般社団法人しんきん保証基金

(令和2年6月30日現在)

預金商品

種類	特長	期間等
総合口座 (普通預金/定期預金)	普通預金と定期預金を1冊にセットした口座。定期預金の90%（最高500万円）まで、自動的にご融資が受けられます。	出し入れ自由
普通預金	お財布、家計簿代わりにご利用ください。各種公共料金の自動支払、給与・各種年金等のお受取に便利です。	出し入れ自由
決済用普通預金 (無利息型)	預金保険制度によって全額保護される利息のつかない普通預金です。自動振替等一般の普通預金と同じ機能があります。総合口座としてのご利用も可能です。一般の普通預金からの変更も可能です。	出し入れ自由
当座預金	ご商売には欠かせない預金です。小切手・手形などのお支払、代金の取立にご利用ください。	出し入れ自由(お引出は小切手・手形の発行によります)
通知預金	ごく短期間まとまった金額の運用にご利用ください。お引き出しはご連絡の2日後になります。	7日以上
納税準備預金	納税に備える専用の預金です。	納税時
貯蓄預金	一定の金額を最低残高として出し入れ自由な預金。一定制限がある分お利息が有利になっています。(月のお引出回数によっては所定の手数料がかかる場合があります)	出し入れ自由
スーパー定期預金	3年、4年、5年もののお利息は半年複利(個人のみ)で有利に計算されます。	1ヶ月から5年以内
変動金利定期預金	預入日より6ヶ月毎ごとに金利が見直しされます。3年ものは、お利息が半年複利(個人、定型のみ)で有利に計算されます。	1,2,3年もの(単利・複利) 1年以上3年未満の満期日指定型(単利)
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。1年据置期間経過後、1ヶ月前の予告で一部払出もできます。	3年以内 (据え置き期間1年含む)
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を安全に運用できます。	1ヶ月から5年以内
金利優遇定期預金 「あんしん350」	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方に、お一人さま350万円まで、店頭表示金利に年0.1%上乘せします。	1年
金利優遇定期預金 「あんしん350Ⅱ」	マル優対象者の方に、お一人さま350万円まで店頭表示金利に0.2%上乘せします。	1年
みまもり定期預金 「ことぶき」	特殊詐欺等の未然防止を目的とした定期預金です。お一人さま50万円～500万円まで普通預金から定期預金(通帳式もしくは証書式)へお振替すると、スーパー定期預金1年もの店頭表示金利に0.05%上乘せします。(1年間) ※本商品は、契約時70歳以上の方に限ります。	1年
定期積金	将来の生活設計・事業拡張のため、目標を定め、毎月無理のない積立で必要な資金作りにご利用ください。	6ヶ月～5年(60ヶ月)
さんきょうだい100	預金目標額100万円以上の蓄財型定期積金です。コツコツ貯めて大きく増やせます。満期時に定期預金へお振替すると、1年ものスーパー定期預金店頭表示金利に年0.1%上乘せします。(1年間)	1年(12ヶ月)～5年(60ヶ月)
さんきょう 子育て支援定期積金	店頭表示金利に年0.1%上乘せします。また、本定期積金契約後、満期までの間に「さんきょう子育て支援ローン」をご利用される場合、取扱金利を当金庫基準金利より0.5%優遇します。	3年(36ヶ月)～5年(60ヶ月)
一般財形預金	貯蓄目的は自由で給料やボーナスから天引きで積み立てる預金です(課税対象)。	3年以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的貯蓄です。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上
財形住宅預金	住宅プランに最適です。毎月計画的にお積み立てください。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上

(令和2年6月30日現在)

内国為替業務

当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより迅速で正確な送金、振込、代金取立等の為替業務を行っています。

また全国の信用金庫が提携して、北海道から沖縄までの47都道府県に設置されている自動機(ATM・CD)の利用手数料を無料にする「しんきんゼロネットサービス」を実施しています。

※一部時間帯や土曜日は一部の信用金庫で有料となる場合があります

<サービスご利用時間帯> 平日/ 8:45~18:00の入出金 土曜/ 9:00~14:00の出金

インターネット向けサービス

特長

さんきょうでんさいサービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する新しい決済サービスです。手形や売掛債権を電子記録として扱い、事業の利便性向上やコスト削減に役立ちます。
インターネットバンキング	個人向け パソコンや携帯電話、スマートフォンから振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。 事業者向け ご利用のパソコンから振込、給与振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。

その他の主なサービス

特長

しんきんテレホンサービス	アンサーサービス：電話やFAXにより振込通知や残高照会ができます。 ホームバンキング：会社やご家庭のパソコンで振込や残高照会等ができます。 テレホンバンキング：フリーダイヤルで資金移動や各種届出受付サービスができます。
貸金庫	資産の安全な保管にご利用ください。
ATM振込	ATMで振込めば、窓口での振込手数料よりお安くなります。
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払いが手数料なしでご利用できます。
クレジットカード	しんきん VISA カード・しんきん JCB カードなど各種クレジットカードを取り扱っております。
自動受取りサービス	給与・年金・配当金等がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払いサービス	ご指定の預金口座から、電気・ガス・水道・電話・NHKの5大公共料金をはじめ、税金・保険料・各種クレジットなどの自動支払いができます。
しんきん自動集金サービス	口座振替の利用による集金代行サービスです。
定額自動送金	毎月ご指定日に指定先へ一定金額の送金ができます。
保険代理店業務	シニアサポーター……………さんきょう友の会会員向け団体傷害保険 しんきんグッドすまいる……………住宅ローン関連の火災保険 しんきんグッドパスポート……………海外旅行の傷害保険 ちゃんと応える医療保険EVER……………医療保険 生きるためのがん保険Days1(デイズワン) ……がん保険

(令和2年6月30日現在)

主な手数料のご案内

※記載の手数料には消費税(10%)相当額が含まれています。

振込手数料

		5万円未満	5万円以上	
窓口ご利用	当金庫同一店舗内宛	無料	無料	
	当金庫他店舗宛	220円	440円	
	他金融機関宛	至急扱い(電信)	550円	770円
		文書扱い(付帯物件付)	660円	770円
ATMご利用 インターネットバンキングご利用	当金庫同一店舗内宛	無料	無料	
	当金庫他店舗宛	110円	330円	
	他金融機関宛	440円	660円	
振込・送金組戻料	1件につき		660円	

代金取立手数料(各1通につき)

代金取立手数料	東京・横浜交換所管内を除く	880円	取立手形店頭呈示料	※別途実費	660円
取立手形組戻手数料	東京・横浜交換所管内	660円	取立手形不渡返却料		660円
	東京・横浜交換所管内を除く	1,100円	依頼返却手数料		1,100円

手形・小切手等発行手数料

小切手帳	1冊(50枚綴)	880円
手形帳(約束・為替)	1冊(25枚綴)	550円
マル専当座	口座開設(1口座)	3,300円
	手形1枚あたり	660円
自己宛小切手	1枚あたり	550円

各種証明書発行手数料

残高証明書	1通	550円
融資内定証明書	1通	3,300円
融資支払利息証明書	1通	550円
取引履歴明細交付	1枚	110円

再発行手数料

預金通帳	1冊	1,100円
預積金証書	1枚	1,100円
キャッシュカード等 ^{※1}	1枚	1,100円
貸金庫カード ^{※1}	1枚	1,100円

※1 各カードの磁気ストライプが、読み取り不良となった場合は無料です。
ただし、ICキャッシュカードの磁気読み取り不良は有料とします。

融資事務手数料

融資条件変更等手数料 (各1件につき)	住宅・消費ローン繰上返済手数料 ^{※2}	5,500円
	固定金利から変動金利への変更	5,500円
	証書貸付返済方法変更	5,500円
	固定金利選択型固定金利適用期間終了後再度固定金利選択	5,500円
	住宅ローン完済手数料(借り換え) ^{※3}	33,000円
	融資繰上一部返済手数料 ^{※4}	5,500円
	融資期日前全額返済手数料 ^{※4}	11,000円
	条件変更手数料 ^{※5}	5,500円
不動産担保変更手数料 ^{※6}	11,000円	
^{※2} 融資ご完済も含みます。 ^{※3} 残高5,000千円以上で他行への借り換えの場合。 ^{※4} 手数料をいただかない場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。 ^{※5} 受付1回につき。 ^{※6} 不動産担保の各種変更手続きの際必要となります。		

担保設定取扱手数料	設定事務手数料 ^{※7}	1案件につき	55,000円
	抹消事務手数料(当金庫職員立会いの場合) ^{※7}		11,000円

※7 当該物件が当金庫営業地区外の場合、別途実費をいただきます。

(令和2年6月30日現在)

計数・資料編

TOKYO SANKYO
SHINKIN BANK 2020

contents

経営の内容	23
主要な事業の状況を示す指標	29
預金に関する指標	32
貸出金等に関する指標	33
リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況	34
有価証券に関する指標	35
自己資本の充実に関する事項	37
報酬等に関する事項	44
法定開示項目掲載ページ一覧	45

■ 経営の内容 (財務諸表)

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第95期(31.3.31現在)	第96期(2.3.31現在)
(資産の部)		
現 金	1,759	3,078
預け金	38,019	32,694
買入金銭債権	221	340
有価証券	23,177	21,724
国債	1,440	1,123
地方債	1,987	2,234
社債	15,434	14,163
株式	835	564
その他の証券	3,480	3,638
貸出金	101,940	103,622
割引手形	102	70
手形貸付	1,439	1,178
証書貸付	99,420	101,437
当座貸越	978	937
その他資産	966	931
未決済為替貸	89	58
信金中金出資金	714	714
前払費用	12	16
未収収益	131	93
その他の資産	17	48
有形固定資産	7,203	7,232
建物	1,153	1,158
土地	5,888	5,888
リース資産	0	—
その他の有形固定資産	160	184
無形固定資産	23	34
ソフトウェア	20	31
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	216	309
債務保証見返	1,247	1,168
貸倒引当金	△302	△262
(うち個別貸倒引当金)	(△91)	(△12)
資産の部合計	174,474	170,873

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第95期(31.3.31現在)	第96期(2.3.31現在)
(負債の部)		
預金積金	156,544	153,136
当座預金	2,713	1,603
普通預金	65,109	63,772
貯蓄預金	74	82
通知預金	29	18
定期預金	77,032	75,296
定期積金	11,276	11,886
その他の預金	308	477
借入金	2,153	2,058
借入金	2,153	2,058
その他負債	381	485
未決済為替借	73	68
未払費用	59	65
給付補填備金	11	12
未払法人税等	30	81
前受収益	23	42
払戻未済金	10	23
払戻未済持分	0	0
職員預り金	80	80
リース債務	0	-
資産除去債務	32	46
その他の負債	59	64
賞与引当金	35	39
退職給付引当金	403	409
役員退職慰労引当金	161	184
睡眠預金払戻損失引当金	6	5
偶発損失引当金	5	5
店舗等建替損失引当金	265	265
再評価に係る繰延税金負債	1,137	1,137
債務保証	1,247	1,168
負債の部合計	162,342	158,897
(純資産の部)		
出資金	1,063	1,039
普通出資金	1,063	1,039
利益剰余金	8,533	8,600
利益準備金	1,073	1,063
その他利益剰余金	7,460	7,537
特別積立金	5,390	5,390
(NFS 積立金)	(250)	(250)
(事務機械化積立金)	(20)	(20)
(職員教育積立金)	(20)	(20)
(経営安定化積立金)	(2,000)	(2,000)
(店舗建築積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	2,070	2,147
処分未済持分	△23	△20
会員勘定合計	9,572	9,619
その他有価証券評価差額金	225	22
土地再評価差額金	2,333	2,333
評価・換算差額等合計	2,558	2,355
純資産の部合計	12,131	11,975
負債及び純資産の部合計	174,474	170,873

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については総平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～65年
その他	2年～50年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。上記以外の債権についても、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、各営業店(営業関連部署)のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は293百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化していない業種を除く全ての業種に属する債務者のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間の貸倒損失の増加額を見積り、上記に加え、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の増加額は、135百万円であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月分)

割合	0.0777%
----	---------
 - ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 店舗等建替損失引当金は、建替予定の本店本部建物の解体撤去費用等の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方法によっております。
 - 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権・債務はありません。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 2,546百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は80百万円、延滞債権額は1,584百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の

経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,724百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は70百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	512百万円
	預け金	3,000百万円
担保資産に対応する債務	その他資産	3百万円
	その他の預金	187百万円
	普通預金	5百万円
	借入金	2,058百万円

上記のほか、為替決済の取引の保証金として、定期預け金3,000百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準価額に基づいて算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 292百万円

- 出資1口当たりの純資産額 587円74銭
- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、融資諸規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会にてチェックしております。

有価証券発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及び諸要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会及び理事会に報告しております。
 - (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、総合企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。
 - (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日、信頼期間99%、観測期間5年)により算出しております。

当金庫は、計測した総リスク量と自己資本総額との対比によるリスク状況の把握・管理をしており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当金庫の自己資本総額10,439百万円に対し、市場リスク量(損失額の推計値)は663百万円、その他のリスク量を合わせた全体は2,818百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	32,694	32,740	46
(2) 買入金銭債権	340		
貸倒引当金(*2)	△0		
	340	342	1
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,326	1,317	△8
その他有価証券	20,388	20,388	—
	21,714	21,705	△8
(4) 貸出金(*1)	103,622		
貸倒引当金(*3)	△262		
	103,359	104,973	1,614
金融資産計	158,109	159,762	1,653
(1) 預金積金	153,136	153,232	95
(2) 借入金(*1)	2,058	2,183	125
金融負債計	155,195	155,416	220

(*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.と28.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

当金庫の借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	714
合 計	723

(*1) 非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	29,559	3,000	135	—
買入金銭債権	57	200	83	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	1,326
その他有価証券のうち満期があるもの	2,895	6,605	6,099	3,118
貸出金(*2)	18,278	25,256	21,381	37,284
合 計	50,790	35,062	27,700	41,728

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	143,563	9,514	59	—
借入金	95	381	410	1,170
合 計	143,658	9,895	469	1,170

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.も同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	226	257	31
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	1,100	1,059	△40
合 計		1,326	1,317	△8

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	300	229	71
	債券	12,378	12,206	172
	国債	1,123	1,100	22
	地方債	1,943	1,873	69
	社債	9,312	9,232	79
	その他	954	942	12
小計	13,633	13,377	256	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	254	298	△43
	債券	5,142	5,207	△64
	国債	—	—	—
	地方債	291	298	△7
	社債	4,851	4,909	△57
	その他	1,357	1,400	△42
小計	6,754	6,905	△150	
合 計		20,388	20,283	105

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	107	—	94
国債	51	1	—
合 計	158	1	94

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,550百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が415百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却	109 百万円
退職給付引当金	114
貸倒引当金	—
役員退職慰労引当金	51
賞与引当金	11
店舗等建替損失引当金	73
資産除去債務	12
本店本部建物減損損失 償却超過額	28
その他	13
繰延税金資産小計	415
評価性引当額	△92
繰延税金資産合計	323
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8
有形固定資産	5
繰延税金負債合計	13
繰延税金資産の純額	309

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第95期(30.4.1~31.3.31)	第96期(31.4.1~2.3.31)
経常収益	2,568,545	2,566,261
資金運用収益	2,251,950	2,300,373
貸出金利息	2,014,803	2,064,917
預け金利息	42,738	39,274
有価証券利息配当金	162,237	163,906
その他の受入利息	32,171	32,275
役務取引等収益	225,860	233,715
受入為替手数料	92,846	94,638
その他の役務収益	133,014	139,077
その他業務収益	29,308	15,083
外国為替売買益	132	-
国債等債券売却益	2,140	1,013
国債等債券償還益	91	70
その他の業務収益	26,944	13,998
その他経常収益	61,425	17,088
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	19,606	14,483
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	41,819	2,605
経常費用	2,101,776	2,400,042
資金調達費用	54,391	50,904
預金利息	33,766	31,770
給付補填備金繰入額	6,603	5,408
借入金利息	13,453	13,169
その他の支払利息	568	555
役務取引等費用	72,807	78,331
支払為替手数料	28,076	28,058
その他の役務費用	44,731	50,273
その他業務費用	7,312	2,817
外国為替売買損	-	31
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	467	200
その他の業務費用	6,845	2,585
経 費	1,925,754	2,087,491
人件費	1,216,603	1,248,315
物件費	634,233	765,238
税 金	74,917	73,937
その他経常費用	41,509	180,497
貸倒引当金繰入額	34,387	24,799
貸出金償却	-	50,531
株式等売却損	-	94,994
その他の経常費用	7,122	10,171
経常利益	466,769	166,218

(単位：千円)

科目	第95期(30.4.1~31.3.31)	第96期(31.4.1~2.3.31)
特別利益	128	—
固定資産処分益	128	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	363,824	420
固定資産処分損	1,082	420
店舗等建替損失	362,082	—
その他の特別損失	659	—
税引前当期純利益	103,072	165,798
法人税、住民税及び事業税	34,552	91,811
法人税等調整額	7,876	△14,180
法人税等合計	42,428	77,631
当期純利益	60,643	88,166
繰越金(当期首残高)	1,981,647	2,059,628
土地再評価差額金取崩額	27,750	—
当期末処分剰余金	2,070,041	2,147,795

【損益計算書の注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引はありません。
- 出資1口当たり当期純利益金額 4円24銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	第95期(30.4.1~31.3.31)	第96期(31.4.1~2.3.31)
当期末処分剰余金	2,070,041,600	2,147,795,462
法定準備金限度超過取崩額	10,424,000	23,377,000
計	2,080,465,600	2,171,172,462
剰余金処分額	20,837,101	20,462,853
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2.0%) 20,837,101	(年2.0%) 20,462,853
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	2,059,628,499	2,150,709,609

(注) 剰余金処分計算書は第95期は令和元年6月21日に、第96期は令和2年6月25日の総代会にて承認を受けております。

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監事の監査並びに太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書(以下財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月25日

東京三協信用金庫 理事長

吉田 進

■ 主要な事業の状況を示す指標

直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	2,681,671千円	2,583,488千円	2,570,409千円	2,568,545千円	2,566,261千円
業務純益	298,930千円	224,490千円	296,420千円	489,207千円	313,020千円
経常利益	221,234千円	140,440千円	237,905千円	466,769千円	166,218千円
当期純利益	161,311千円	108,762千円	349,956千円	60,643千円	88,166千円
出資総額	1,096百万円	1,087百万円	1,073百万円	1,063百万円	1,039百万円
出資総口数	21,927千口	21,749千口	21,469千口	21,260千口	20,793千口
会員数	11,868会員	11,607会員	11,447会員	11,365会員	11,216会員
純資産額	11,630百万円	11,700百万円	12,007百万円	12,110百万円	11,955百万円
総資産額	166,144百万円	168,203百万円	168,067百万円	173,226百万円	169,704百万円
預金積金残高	151,901百万円	153,786百万円	151,651百万円	156,544百万円	153,136百万円
貸出金残高	94,777百万円	99,184百万円	99,743百万円	101,940百万円	103,622百万円
有価証券残高	22,935百万円	22,547百万円	23,213百万円	23,177百万円	21,724百万円
単体自己資本比率	9.42%	8.93%	8.98%	8.62%	8.48%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5円	1.5円	1.5円	1.0円	1.0円
役員数	9名	10名	10名	10名	10名
うち常勤役員数	7名	7名	7名	7名	7名
職員数	185名	174名	166名	166名	170名

(注) 「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

※純資産額は総代会承認後の出資配当による外部流出を控除した後の金額を記載しています。

※総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

業務純益

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度
業務純益	489,207	313,020
実質業務純益	474,574	352,107
コア業務純益	472,809	351,223
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	472,809	351,223

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、令和元年度より開示しております。

なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

業務粗利益

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	2,197,559	2,249,468
資金運用収益	2,251,950	2,300,373
資金調達費用	54,391	50,904
役務取引等収支	153,053	155,383
役務取引等収益	225,860	233,715
役務取引等費用	72,807	78,331
その他の業務収支	21,995	12,265
その他業務収益	29,308	15,083
その他業務費用	7,312	2,817
業務粗利益	2,372,608	2,417,118
業務粗利益率	1.46%	1.50%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

科目	平均残高		利息		利回り	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	161,750	160,360	2,251,950	2,300,373	1.39	1.43
うち貸出金	99,896	102,335	2,014,803	2,064,917	2.01	2.01
うち預け金	38,077	35,073	42,738	39,274	0.11	0.11
うち有価証券	22,947	21,895	162,237	163,906	0.70	0.74
資金調達勘定	157,293	156,547	54,391	50,904	0.03	0.03
うち預金積金	155,043	154,360	40,370	37,179	0.02	0.02
うち借入金	2,165	2,107	13,453	13,169	0.62	0.62

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度187百万円、令和元年度311百万円)を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科目	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,383	△6,480	△3,097	38,733	9,689	48,422
うち貸出金	△2,208	△73	△2,281	49,194	919	50,113
うち預け金	5,622	△12,973	△7,351	△3,022	△442	△3,464
うち有価証券	△31	6,064	6,033	△7,438	9,107	1,669
支払利息	6,015	△9,880	△3,865	△569	△2,917	△3,486
うち預金積金	919	△10,910	△9,991	△177	△3,013	△3,190
うち借入金	5,172	970	6,142	△359	76	△283

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。

利鞘

(単位：%)

科目	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.39	1.43
資金調達原価率	1.24	1.34
総資金利鞘	0.15	0.08

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

科目	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.27	0.09
総資産当期純利益率	0.03	0.05

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証)平均残高}} \times 100$

役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	225,860	233,715
受入為替手数料	92,846	94,638
その他の受入手数料	133,014	139,077
役務取引等費用	72,807	78,331
支払為替手数料	28,076	28,058
その他の支払手数料	1,330	1,978
その他の役務取引等費用	43,400	48,294

その他の業務収支の内訳

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
その他業務収益	29,308	15,083
うち外国為替売買益	132	—
うち国債等債券売却益	2,140	1,013
うち国債等債券償還益	91	70
その他業務費用	7,312	2,817
うち外国為替売買損	—	31
うち国債等債券売却損	—	—
うち国債等債券償還損	467	200
その他業務収支	21,995	12,265

経費の内訳

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
人件費	1,216,603	1,248,315
報酬給与手当	944,374	963,057
退職給付費用	38,446	51,488
その他	233,782	233,769
物件費	634,233	765,238
事務費	281,802	336,836
固定資産費	101,257	180,221
事業費	59,148	57,761
人事厚生費	17,065	20,871
固定資産償却	124,081	116,754
その他	50,878	52,792
税金	74,917	73,937
合 計	1,925,754	2,087,491

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	平成30年度	令和元年度	
預 貸 率	期 末 値	65.11	67.66
	期 中 平 均 値	64.43	66.29

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科 目	平成30年度	令和元年度	
預 証 率	期 末 値	14.80	14.18
	期 中 平 均 値	14.80	14.18

会員・会員外預金積金

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
会 員	62,264	60,189
会 員 外	94,279	92,947
合 計	156,544	153,136

会員・会員外貸出金

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
会 員	100,398	102,079
会 員 外	1,541	1,542
合 計	101,940	103,622

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
流動性預金	62,902	65,740
うち有利息預金	57,253	60,453
定期性預金	91,867	88,296
うち固定金利定期預金	79,951	76,749
うち変動金利定期預金	4	4
その他	273	323
合計	155,043	154,360

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
定期預金	77,032	75,296
固定金利定期預金	77,027	75,293
変動金利定期預金	4	3

預金者別残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	平成30年度		令和元年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	114,937	73.4	114,181	74.5
法人	41,607	26.5	38,955	25.4
内 一般法人	37,570	23.9	33,695	22.0
内 金融機関	580	0.3	732	0.4
内 公金	3,456	2.2	4,527	2.9
合計	156,544	100.0	153,136	100.0

科目別預金残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科目	平成30年度		令和元年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	2,713	1.7	1,603	1.0
普通預金※	65,109	41.5	63,772	41.6
貯蓄預金	74	0.0	82	0.0
通知預金	29	0.0	18	0.0
納税準備預金	42	0.0	76	0.0
別段預金	265	0.1	401	0.2
定期預金	77,032	49.2	75,296	49.1
定期積金	11,276	7.2	11,886	7.7
合計	156,544	100.0	153,136	100.0

※うち決済用預金（普通預金無利息型）の残高は、平成30年度：4,148百万円、令和元年度：3,795百万円です。

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
財形貯蓄残高	3	2

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
手形貸付	1,246	1,207
証書貸付	97,632	100,113
当座貸越	924	943
割引手形	93	71
合計	99,896	102,335

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
貸出金	101,940	103,622
変動金利	67,585	71,722
固定金利	34,354	31,899

担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	1,541	1,405
不動産	79,183	80,746
信用保証協会・信用保険	4,595	5,134
保証	466	467
信用	16,154	15,867
合計	101,940	103,622

担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

科目	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	-	-
不動産	1,244	1,135
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	0	0
信用	2	32
合計	1,247	1,168

使途別の貸出金残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	70,374	69.0	72,999	70.4
運転資金	31,565	30.9	30,623	29.5
合計	101,940	100.0	103,622	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：残高 百万円、構成比 %)

業種区分	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	66	1,183	1.1	60	1,185	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	1	35	0.0	1	18	0.0
建設業	231	5,454	5.3	243	6,641	6.4
情報通信業	30	520	0.5	36	512	0.4
運輸業、郵便業	15	483	0.4	16	515	0.4
卸売業、小売業	178	4,678	4.5	176	4,389	4.2
金融業、保険業	10	620	0.6	10	641	0.6
不動産業	689	62,623	61.4	682	62,550	60.3
物品賃貸業	4	67	0.0	3	56	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	69	998	0.9	71	902	0.8
宿泊業	35	6,062	5.9	35	5,930	5.7
飲食業	121	1,543	1.5	124	1,676	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	77	788	0.7	76	747	0.7
教育、学習支援業	11	383	0.3	11	371	0.3
医療、福祉	42	719	0.7	40	638	0.6
その他のサービス	89	1,752	1.7	93	1,940	1.8
個人	1,705	14,024	13.7	1,684	14,902	14.3
合計	3,373	101,940	100.0	3,361	103,622	100.0

(注) 1.個人の貸出金残高には各業種の消費資金残高を含んでいます。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

当金庫は情報開示の重要性に鑑みて、開示基準の透明性を向上させるとの観点から、信用金庫法に基づく開示基準であるリスク管理債権においては、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先の債務者にかかる貸出金について、すべて破綻先債権・延滞債権として開示し、要管理先の債務者にかかる貸出金のうち3ヵ月以上延滞している債権、貸出条件を緩和している債権を3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権として開示しています。リスク管理債権の対象債権は貸出金ですが金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)による開示では、貸出金以外の債権(債務保証見返、計上未収利息等)も対象とされており、その対象債権の差異を除くと、ほぼ同一の債権をあらわすこととなります。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率%(B+C)/(A)
破綻先債権	平成30年度	57	57	—	100.00
	令和元年度	80	76	4	100.00
延滞債権	平成30年度	2,041	1,868	91	95.98
	令和元年度	1,584	1,573	8	99.82
3ヵ月以上延滞債権	平成30年度	13	13	0	100.00
	令和元年度	1	1	0	100.00
貸出条件緩和債権	平成30年度	88	40	0	45.26
	令和元年度	57	23	0	41.13
合計	平成30年度	2,201	1,979	91	94.06
	令和元年度	1,724	1,674	12	97.86

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 3. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 4. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、上記 3. の破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を除いた自己査定上の実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
 5. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 7. 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 8. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 9. 保全率は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。計算上100%を超える場合も100%を上限として表示しております。
 10. 当金庫では、従来は法人税法の基本通達により債権の直接償却を行っておりましたが、平成11年度より自己査定で無価値または回収不能(IV分類)と判断された債権については、直接償却と部分直接償却による減額を行っております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		保全率%(b)/(a)	引当率%(d)/(a-c)
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
金融再生法上の不良債権	平成30年度	2,210	2,079	1,988	91	94.08	41.14
	令和元年度	1,731	1,694	1,682	12	97.87	25.58
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	867	867	867	—	100.00	—
	令和元年度	969	969	961	7	100.00	100.00
危険債権	平成30年度	1,240	1,158	1,067	91	93.38	52.64
	令和元年度	702	699	695	4	99.59	61.95
要管理債権	平成30年度	102	53	53	0	52.51	0.30
	令和元年度	59	25	25	0	42.66	0.24
正常債権	平成30年度	101,060					
	令和元年度	103,110					
合計	平成30年度	103,271					
	令和元年度	104,841					

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 4. 「要管理債権」とは、自己査定において要管理先に区分された債務者に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 6. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券に関する指標

商品有価証券 商品有価証券はございません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	平成30年度	252	410	414	363	—	—	—	1,440
	令和元年度	201	408	410	102	—	—	—	1,123
地方債	平成30年度	—	—	—	515	—	1,471	—	1,987
	令和元年度	—	—	512	—	—	1,721	—	2,234
社債	平成30年度	2,334	3,401	2,642	2,489	3,446	1,120	—	15,434
	令和元年度	2,694	1,903	2,675	3,204	2,289	1,396	—	14,163
株式	平成30年度	—	—	—	—	—	—	835	835
	令和元年度	—	—	—	—	—	—	564	564
外国証券	平成30年度	398	100	198	301	304	1,621	406	3,333
	令和元年度	—	99	595	404	98	1,326	766	3,291
その他の証券	平成30年度	—	—	—	—	—	—	147	147
	令和元年度	—	—	—	—	—	—	347	347
合計	平成30年度	2,985	3,911	3,255	3,669	3,751	4,213	1,389	23,177
	令和元年度	2,895	2,411	4,194	3,711	2,388	4,444	1,678	21,724

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
国債	1,453	1,284
地方債	1,870	1,918
社債	15,987	14,497
株式	694	728
外国証券	2,804	3,293
その他の証券	136	172
合計	22,947	21,895

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 売買目的有価証券はございません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類		平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	721	775	53	226	257	31
	小計	721	775	53	226	257	31
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	900	867	△32	1,100	1,059	△40
	小計	900	867	△32	1,100	1,059	△40
合計		1,621	1,642	20	1,326	1,317	△8

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成30年度			令和元年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	559	425	133	300	229	71
	債 券	18,064	17,789	274	12,378	12,206	172
	国 債	1,440	1,401	39	1,123	1,100	22
	地 方 債	1,987	1,921	66	1,943	1,873	69
	社 債	14,636	14,467	169	9,312	9,232	79
	外 国 証 券	1,114	1,099	14	607	600	7
	そ の 他	147	136	10	347	342	4
	小 計	19,885	19,451	433	13,633	13,377	256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	266	304	△37	254	298	△43
	債 券	797	799	△1	5,142	5,207	△64
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	291	298	△7
	社 債	797	799	△1	4,851	4,909	△57
	外 国 証 券	596	600	△3	1,357	1,400	△42
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,660	1,703	△42	6,754	6,905	△150
合 計	21,546	21,155	391	20,388	20,283	105	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、優先出資及び投資信託です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

子会社・子法人等株式はございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	9	9
合 計	9	9

金銭の信託 取扱はございません。

外国為替取扱高 取扱はございません。

関連会社 該当する関連会社はございません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、先物外国為替取引等の取扱はございません。

自己資本の充実に関する事項

自己資本の概要

当金庫の自己資本は、特別積立金、繰越金等利益の積み上げによるものを主としています。令和元年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

【自己資本の構成及び単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,551	9,599
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,063	1,039
うち、利益剰余金の額	8,533	8,600
うち、外部流出予定額 (△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△23	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	211	250
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	211	250
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	780	624
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,544	10,474
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	34
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	34
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	10,520	10,439
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	117,592	118,545
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,613	1,613
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	△720	△720
うち、上記以外に該当するものの額	2,333	2,333
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,376	4,473
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	121,969	123,018
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)÷(ニ))	8.62%	8.48%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	東京三協信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,039 百万円

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

【信用リスク・アセット及び所要自己資本の額】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計(オフ・バランス含む)	117,592	4,703	118,545	4,741
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	115,746	4,629	116,414	4,656
1. ソブリン向け	210	8	239	9
2. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,718	348	7,080	283
3. 法人等向け	20,532	821	21,538	861
4. 中小企業等向け及び個人向け	4,401	176	4,375	175
5. 抵当権付住宅ローン	1,628	65	1,595	63
6. 不動産取得等事業向け	60,423	2,416	61,871	2,474
7. 3ヵ月以上延滞等	968	38	516	20
8. 取立未済手形	17	0	11	0
9. 信用保証協会等による保証付	285	11	304	12
10. 出資等	739	29	742	29
出資等のエクスポージャー	739	29	742	29
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
11. 上記以外	17,819	712	18,137	725
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	851	34	851	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	760	30	795	31
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	15,007	600	15,290	611
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	233	9	517	20
ルック・スルー方式	233	9	517	20
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,333	93	2,333	93
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,376	175	4,473	178
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	121,969	4,878	123,018	4,920

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクを計測するため、当金庫が貸出金の将来の貸倒を見込んで損失として処理している部分（引当・償却）を除いた、想定外の損失額や担保下落リスクを算出し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、毎月開催しているリスク管理委員会で協議・報告を行い、理事会への報告を行なっています。また、必要に応じて常勤理事会または理事会で協議する態勢を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		その他			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	4,844	4,470	1,194	1,197	3,303	3,003	-	-	346	270	17	16
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	35	18	35	18	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	6,024	7,223	5,693	6,892	300	300	-	-	30	30	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	601	701	0	0	601	701	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,499	1,811	521	513	700	900	-	-	277	397	-	-
運輸業、郵便業	1,273	1,135	489	551	733	533	-	-	50	50	-	-
卸売業、小売業	5,639	5,441	4,738	4,439	901	1,001	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	47,801	39,210	635	654	9,125	6,529	-	-	38,040	32,026	-	-
不動産業	66,759	67,288	66,060	66,082	699	1,000	-	-	-	205	673	289
物品賃貸業	82	69	82	69	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,045	946	1,045	946	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	6,076	5,942	6,076	5,942	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	1,789	1,891	1,789	1,891	-	-	-	-	-	-	17	16
生活関連サービス業、娯楽業	1,270	1,226	870	826	400	400	-	-	-	-	0	0
教育、学習支援業	385	473	385	373	-	100	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,092	968	1,092	968	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,991	2,169	1,938	2,167	-	-	-	-	52	1	18	17
国・地方公共団体等	5,797	6,956	-	-	4,667	5,390	-	-	1,130	1,566	-	-
個人	14,103	14,841	14,103	14,841	-	-	-	-	-	-	3	24
その他	9,725	11,172	137	220	100	100	-	-	9,487	10,851	-	-
業種別合計	177,841	173,960	106,891	108,597	21,533	19,961	-	-	49,416	45,401	730	364
1年以下	56,528	47,328	20,000	18,897	3,003	2,910	-	-	33,525	25,521	-	-
1年超3年以下	21,274	22,817	17,397	17,425	3,876	2,391	-	-	-	3,000	-	-
3年超5年以下	13,850	15,253	10,636	11,058	3,213	4,194	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	12,318	12,674	8,724	8,987	3,593	3,687	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	15,565	15,124	11,797	12,599	3,708	2,389	-	-	60	135	-	-
10年超	40,494	42,544	36,356	38,156	4,138	4,387	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	17,808	18,217	1,977	1,472	-	-	-	-	15,831	16,745	-	-
残存期間別合計	177,841	173,960	106,891	108,597	21,533	19,961	-	-	49,416	45,401	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。なお、信用保証協会による保証付エクスポージャーは含まれていません。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 残存期間別で延滞貸付は「期間の定めのないもの」に計上しています。

7. 貸出金・債券は計上未収利息を含みます。

8. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位：百万円)

科目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	225	211	-	225	211
	令和元年度	211	250	-	211	250
個別貸倒引当金	平成30年度	187	91	144	42	91
	令和元年度	91	12	64	26	12
合計	平成30年度	412	302	144	268	302
	令和元年度	302	262	64	238	262

【貸出金償却の額】

(単位：千円)

平成30年度	-
令和元年度	114,934

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

(単位：百万円)

区分	平成30年度					令和元年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額 ^{注1}	期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額 ^{注1}	期末残高	
製造業	2	0	2	0	-	0	0	0	0	0
建設業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	10
卸売業、小売業	6	13	6	13	-	13	-	13	-	-
不動産業	169	72	169	72	-	72	3	72	3	97
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	2	0	2	0	-	0	-	0	-	-
個人	5	3	5	3	-	3	7	3	7	6
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	187	91	187	91	-	91	12	91	12	114

(注) 1. 当期増加額は全額洗替え方式のため、期末残高と同一になっております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	14,215	-	16,053
10%	-	3,594	-	3,765
20%	44,613	892	35,977	907
30%	-	-	-	-
35%	-	4,629	-	4,540
50%	5,620	100	6,332	100
75%	-	5,737	-	5,667
100%	3,104	94,330	3,505	96,480
150%	-	697	-	311
200%	-	-	-	-
250%	-	304	-	318
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	53,338	124,502	45,815	128,145

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資規程」「融資事務取扱要領」「不動産担保評価要綱」「有価証券査定基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金や独立行政法人住宅金融支援機構があり、信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの状況】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,525	1,389	1,852	1,926	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	942	821	—	—	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	321	379	454	358	—	—	—	—
④中小企業等向け及び個人向け	811	668	232	277	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	11	12	78	65	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	335	267	—	—	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等	0	—	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	45	60	145	403	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫の具体的な派生商品取引は、有価証券関連取引の中の投資信託に構成されている一部の外国為替関連取引であり、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的であります。なお、お客様との取引については、派生商品取引を取り扱っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などを裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫において該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

信用金庫法施行令第十一条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（出資等）に関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてリスク管理委員会並びに常勤理事会に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等】

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	平成30年度	-	-	818	924	105	143	37
	令和元年度	-	-	616	646	30	73	43
非上場株式等	平成30年度	-	-	47	48	1	1	-
	令和元年度	-	-	252	255	2	2	-
合 計	平成30年度	-	-	866	973	106	144	37
	令和元年度	-	-	869	902	32	76	43

区 分		その他有価証券で時価のないもの等	
		貸借対照表計上額	
上場株式等	平成30年度	-	
	令和元年度	-	
非上場株式等	平成30年度	724	
	令和元年度	724	
合 計	平成30年度	724	
	令和元年度	724	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 信金中金優先出資は、その他有価証券で時価のあるものに含めております。
3. 信金中金出資金等は、その他有価証券で時価のないもの等に含めております。

【子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等】

該当ございません。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

(単位：百万円)

区 分		売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	-	94	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	400	800
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、重要性を踏まえて月次で金利リスクを計測しております。これらの金利リスクの測定については、 Δ EVE(※1)、 Δ NII(※2)、VaR(バリュー・アット・リスク)といった金利リスク指標を用いております。

当金庫においては、金利リスクが経営に与える重大性を認識し、適宜、対応を講じる態勢としております。計測した金利リスクの状況を、毎月リスク管理委員会で報告・協議するとともに、必要に応じ経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

※1 IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※2 IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

2. 金利リスクの算出手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NIIに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期及び最長の金利更改満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利更改満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提
リスクフリーレートと金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当該事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの最大値に大きな変動はありません。なお、 Δ EVEが最大値となる金利ショックは、平成30年度は「ステイプ化」、令和元年度は「上方パラレルシフト」となっています。 Δ NIIは開示初年度につき、記載はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(Δ EVEの最大値/自己資本の額)の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

(2) Δ EVE および Δ NII以外の金利リスク計測に関する事項

- 金利ショックに関する説明
当金庫では、 Δ EVEに加え、VaRを用い金利による時価変動リスク量を算定しています。
VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
VaR計測の主な前提
・信頼区間：99.0%、観測期間5年、保有期間240営業日
・ヒストリカル・シミュレーション法を採用。
VaRにより計測した金利リスクについては、信用リスクやその他のリスクと共に、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本の額に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

【IRRBB(銀行勘定の金利リスク)の状況】

(単位：百万円)

項番		Δ EVE		Δ NII	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	1,030	1,041		0
2	下方パラレルシフト	0	0		499
3	ステイプ化	1,041	1,005		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,041	1,041		499
		平成30年度		令和元年度	
8	自己資本の額	10,520		10,439	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的事象により当金庫が被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、理事会への報告を行っております。また、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

報酬等に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しています。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払い手段 c. 支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	129

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 左記の内訳は、「基本報酬」108百万円「退職慰労金」21百万円となっています。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

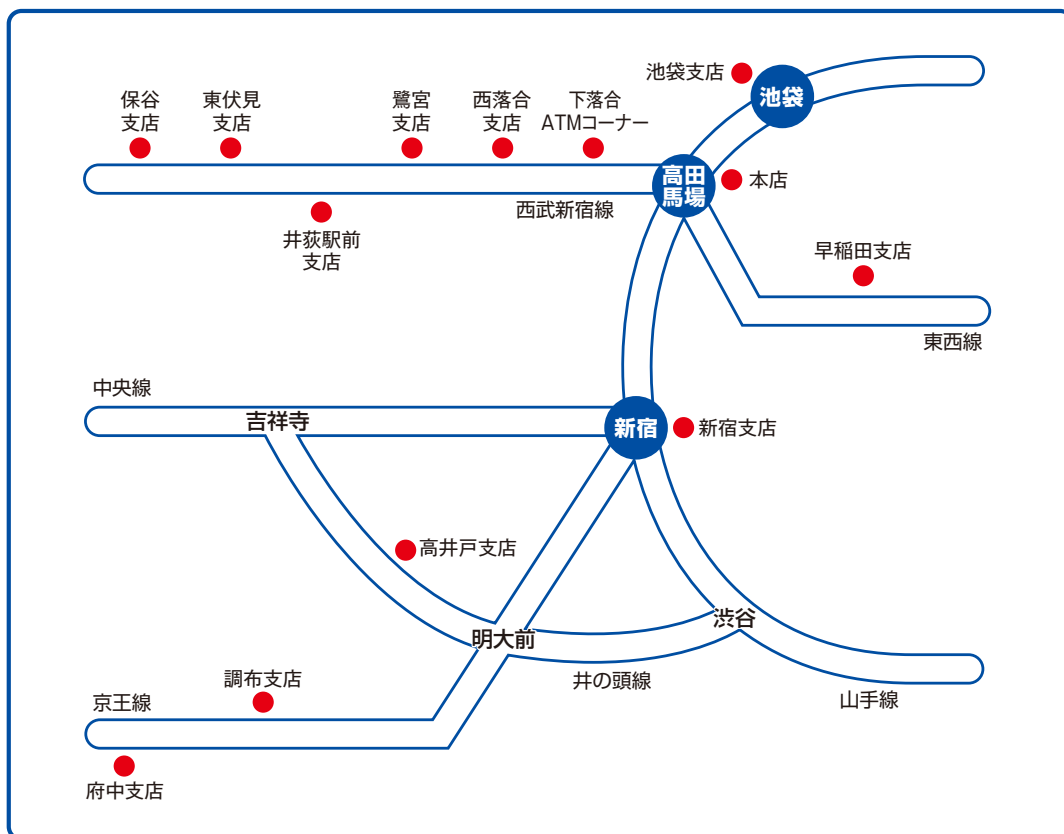
3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受け取る者はいませんでした。

法定開示項目掲載ページ一覧

【信用金庫法施行規則第132条】

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	4
ロ. 理事、監事の氏名及び役職名	4
ハ. 事務所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	18
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	7
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を 示す指標として次に掲げる事項	29
①経常収益②経常利益又は経常損失③当期純利益又は当 期純損失④出資総額及び出資総口数⑤純資産額⑥総資産 額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高⑩単体自 己資本比率⑪出資に対する配当金⑫職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務粗利益率	30
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益（除く投資信託解約損益）	29
・資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支	30～31
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	30
・受取利息及び支払利息の増減	30
・総資産経常利益率	30
・総資産当期純利益率	30
(2) 預金に関する指標	
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	32
・固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	32
(3) 貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	33
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、 不動産、保証及び信用の区分をいう）の 貸出金残高及び債務保証見返額	33
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の 貸出金残高	33
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
・預貸率の期末値、期中平均値	31
(4) 有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	35
・有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう）の 平均残高、残存期間別残高	35
・預証率の期末値及び期中平均値	31
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	17
ロ. 法令等遵守の体制	17
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	9～16
ニ. 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置 および紛争解決措置	12
5. 金庫の直近2事業年度における財産に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	
又は損失金処理計算書	23～28
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	34
・延滞債権に該当する貸出金	34
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	34
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	34
ハ. 自己資本の充実状況について金融庁長官が別に 定める事項	37
【定性的な開示事項】	
・自己資本の構成に関する事項	37
・自己資本調達手段の概要	38
・自己資本の充実度に関する評価方法の概要	38
・信用リスクに関する事項	39
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	41
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
・証券化エクスポージャーに関する事項	42
・出資その他に類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	42
・金利リスクに関する事項	43
・オペレーショナル・リスクに関する事項	44
【定量的な事項】	
・自己資本の構成に関する事項	37
・自己資本の充実度に関する事項	38
・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び エクスポージャーの主な種類別の内訳	39
・信用リスク削減手法に関する事項	41
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	41
・証券化エクスポージャーに関する事項	42
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	42
・リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	43
・金利リスクに関する事項（IRRBBの状況）	43
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	
・有価証券	35～36
・金銭の信託	36
・信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引	36
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	28
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に 定めるもの	44
金融再生法に基づく開示項目	
○資産査定公表	34
・対象債権：貸出金及びその他資産中の未取利息及び仮 払金、債務保証見返	
・債権区分：破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、要管理債権、正常債権	

店舗一覽



本部	〒169-0075 新宿区高田馬場 2-17-3	03-3200-7124(代)	調布支店	〒182-0026 調布市小島町 1-31-3	042-483-6511
※令和2年9月より本店ビル建替えのため当金庫新宿支店(新宿区新宿2-18-3)2階~5階へ仮移転いたします。(移転後電話番号03-6384-2031(代))					
本店 (仮店舗)	〒169-0075 新宿区高田馬場 2-17-15	03-3200-7121	東伏見支店	〒202-0014 西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555
	唐橋ビル 1階		府中支店	〒183-0015 府中市清水が丘 3-26-15	042-365-8111
(本店仮ATMコーナー)	〒169-0075 新宿区高田馬場 2-18-11	連絡先 (本店 03-3200-7121)	保谷支店	〒202-0011 西東京市泉町 2-14-19	042-423-1911
	稲門ビル 1階		早稲田支店	〒169-0051 新宿区西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
(下落合ATMコーナー)	〒161-0033 新宿区下落合 1-16-7		鷺宮支店	〒165-0031 中野区上鷺宮 1-4-2	03-3999-2011
新宿支店	〒160-0022 新宿区新宿 2-18-3	03-3356-6711	西落合支店	〒161-0031 新宿区西落合 2-10-1	03-5996-2711
井荻駅前支店	〒167-0023 杉並区上井草 1-24-2	03-3390-4111	池袋支店	〒171-0021 豊島区西池袋 5-4-6	03-3984-3551
高井戸支店	〒168-0072 杉並区高井戸東 4-8-18	03-3333-8811			

営業地区一覽

東京都 区の存する地域および

立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 西東京市
国立市 狛江市 清瀬市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市

埼玉県 新座市

ホームページアドレス：<http://www.shinkin.co.jp/sankyō>

お客様相談センター：☎0120-0889-18 (受付 9:00~17:00 金融機関休業日は除く)

おはやくいーはなし

キャッシュカード：03-6433-1979 (しんきんサービスセンター)
夜間・休日緊急連絡先



東京三協信用金庫

この街との“つながり”が誇りです



環境に優しい「植林紙」と「植物油インク」を使用しています。